

# 上越市同和对策等審議会 次第

日時：2019年11月6日（水）午前9時30分～

場所：上越文化会館 大会議室（4階）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 第4次人権総合計画実施計画について

(2) 人権・同和問題に関する市民意識調査について

(3) その他

5 閉 会

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画  
(第4次人権総合計画)

# 令和元年度 実 施 計 画

- 人権を守る取組
- 同和問題の根本的かつ速やかな解決
- 障害のある人の自立と社会参加の実現
- 男女共同参画社会の実現
- 外国人市民の人権保障の実現
- 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実
- 子どもの人権の確保
- 様々な人権問題への対応

令和元年 11 月

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

上越市第4次人権総合計画 実施計画における2019(R1)年度実施事業の目標達成状況【総括表】

施策の目標	目的達成のための施策	事業数 ※Dは含まない				A:計画達成		B:計画をほぼ達成(80%程度)		C:計画未達成		D:事業なし		達成(A、B)の割合 ※Dは除く
		H30		R1		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	
		合計		合計										
第2章 人権を守る取組	第1節 個人情報の保護	6		6		6	6							100.0%
	第2節 人権侵害の救済に向けて	6		6		6	6							
第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決	第1節 人権擁護の確立	6		6		6	6							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	31		32		31	32					1		
	第3節 社会参画の推進	8		8		8	8							
	第4節 雇用の促進、産業の振興	4		4		4	4							
	第5節 社会福祉の充実	1		1		1	1							
	第6節 生活環境の改善	2		2		2	2							
第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現	第1節 人権擁護の確立	6		6		6	6							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	11		11		11	11							
	第3節 社会参加の推進	20		20		20	20							
	第4節 雇用の促進・産業の振興	9		9		9	9							
	第5節 社会福祉の充実	3		3		3	3							
第5章 男女共同参画社会の実現	第1節 人権擁護の確立	7		7		7	7							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	5		5		5	5							
	第3節 社会参画の推進	4		4		4	4							
	第4節 職業の安定と雇用の促進	7		7		7	7							
	第5節 社会福祉の充実	6		6		6	6							
第6章 外国人市民の人権保障の実現	第1節 人権擁護の確立	2		2		2	2							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	15		15		15	15							
	第3節 社会参画の推進	7		7		7	7							
	第4節 職業の安定と雇用の促進	2		2		2	2							
第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実	第1節 人権擁護の確立	5		5		5	5							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	7		7		7	7							
	第3節 社会参加の推進	6		6		5	5	1	1					
	第4節 社会福祉の充実	7		7		7	7							
第8章 子どもの人権の確保	第1節 人権擁護の確立	17		17		17	17					1	1	100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	13		13		13	13							
	第3節 社会参加の推進	13		13		13	13							
	第4節 社会福祉の充実	22		24		22	24							
第9章 様々な人権問題への対応	1 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別	4		4		3	3	1	1					100.0%
	2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別	3		3		3	3							
	3 難病患者に対する偏見や差別	3		3		2	2	1	1					
	4 犯罪被害を受けた人への人権侵害	2		2		1	1	1	1					
	5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	4		4		3	3	1	1					
	6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別	4		4		4	4							
	7 インターネットによる人権侵害	4		4		4	4							
	8 北朝鮮当局による拉致問題	2		2		2	2							
	9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別	2		2		2	2							
合 計			286		289	281	284	5	5	0	0	2	1	—
						98.3%	98.3%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%			—
	(再掲を除く)		194		197	190	193	4	4	0	0	2	1	—
						97.9%	98.0%	2.1%	2.0%	0.0%	0.0%			—

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第1節 個人情報の保護											
	(1)上越市個人情報保護条例の適正な運用 市民の基本的な人権の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。	総務管理課	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(5回)	・情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催し、情報公開制度の適切な運用と個人情報の適切な管理を行った(5回開催)。	A	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(4回)	・情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催し、情報公開制度の適切な運用と個人情報の適切な管理を行った(4回開催予定)。	A	継続	・情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催(5回)	
		総務管理課	・自己情報開示請求に対する開示	・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行った(請求件数:97件。自己情報に係る不服申立て件数:1件)。	A	・自己情報開示請求に対する開示	・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行った(8月末時点請求件数:47件)。	A	継続	・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行う。	
	(2)上越市情報公開条例の適正な運用 上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をします。	総務管理課	・公開請求に対する公開等に当たっての個人情報保護への最大限の配慮の徹底	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行った(請求件数:170件)。	A	・公開請求に対する公開等に当たっての個人情報保護への最大限の配慮の徹底	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行った(8月末時点請求件数:92件)。	A	継続	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行う。	
	(3)市職員の資質の向上 市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。	総務管理課	・一般職員研修会の開催 ・新規職員研修会の開催	・5月に新規職員研修会を、7月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修会を実施した。12月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修会を実施した。	A	・一般職員研修会の開催 ・新規職員研修会の開催	・4月に新任係長研修会を、5月に新規職員研修会を、8・9月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修会を実施。12月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修会を実施予定。	A	継続	・4月に新任係長研修会を、5月に新規職員研修会を、7月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修会を、12月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修会を実施する。	
	(4)民間事業者に対する指導 事業者が保有する市民の個人情報が適正に取り扱われるよう啓発を進めるとともに、市民から問題提起がなされた場合は、調査及び検討を行的に実施します。	総務管理課	・苦情の処理のあっせん、助言、指導 ・関係法令の周知・苦情の受付	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知した。 ・個人情報の保護に関する市民からの問題提起はなかった。	A	・苦情の処理のあっせん、助言、指導 ・関係法令の周知・苦情の受付	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知した。 ・個人情報の保護に関する市民からの問題提起はなかった。	A	継続	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知する。	
(5)戸籍謄本等の不正取得の防止 戸籍謄本等の不正取得を防止するため、戸籍法及び住民基本台帳法に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。	市民課	・申請や届出時の本人確認の実施及び適正な内容審査の徹底 ・各種研修会におけるチラシ配布や広報上越への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施) ・各種関係集会・会議での啓発	・本人確認を徹底し、申請・届出内容についても厳格な審査を行い不正防止に努めた。 ・本人通知制度を広報上越等で周知することにより、登録者の増加を図った(3月末時点登録者数:1,483人)。 ・住民票等の発行履歴を確認し、制度的な運用を図った。	A	・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・各種研修会における本人通知制度のチラシ配布や広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発	・本人確認を徹底し、申請・届出内容についても厳格な審査を行い不正防止に努めた。 ・本人通知制度を広報上越等で周知することにより、登録者の増加を図った(8月末時点登録者数:1,684人)～5か月間で201人増加。 ・住民票等の発行履歴を確認し、確実に通知することにより、制度的な運用を図った。	A	継続	・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・市民課内に取得啓発ポスターを掲示 ・各種研修会における本人通知制度のチラシ配布や広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発		
第2節 人権侵害の救済に向けて											
	(1)相談窓口の周知 新潟地方法務局上越支局や上越市人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について市民への周知を図ります。	人権・同和对策室	・適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知 ・特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度)	・市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 ・特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。	A	・市民の人権相談への対応 ・人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置日時や開設場所について、広報上越や市ホームページで市民に提供 ・特設人権相談所の会場を提供(19回開催予定)	・市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 ・特設人権相談所の会場を提供した(10月末時点13回開催)。	A	継続	・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供する(19回開催予定)。	
	(2)女性相談の実施と支援体制の整備 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。	男女共同参画推進センター	・女性相談事業 相談窓口を広報上越や情報紙等を活用して周知 相談業務、出張相談、延長電話相談	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,466件 相談実人員:302人 ・広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・DV庁内連絡会議を1回開催し、関係機関で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	A	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・各種相談女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件 相談実人員:300人 ・広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・DV庁内連絡会議を1回開催し、関係機関で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催)。	A	継続	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・各種相談女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												具体的な施策
	(3)障害のある人に対する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、迅速かつ適切に対応できる相談体制を整えます。また、休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターと連携し24時間対応可能な相談窓口及び短期入所用居室(緊急一時預かり)を確保します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置</li> <li>市内の相談支援体制の強化と障害のある人等からの相談対応の継続</li> <li>あんしんコールセンターの設置</li> <li>休日夜間に緊急に支援を必要とするケース等への対応の継続</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置(継続)</li> <li>あんしんコールセンターの設置(継続)</li> </ul>	A	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施</li> <li>地域包括支援センターにおける相談支援の実施</li> <li>地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施</li> </ul>				
	(4)子育てに関する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 児童虐待を予防するため、乳幼児健診や子育てひろば、保育園等において子育てに関する相談と情報提供を行うことで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。また、保育園や小・中学校、地域と連携して虐待の早期発見に取り組むとともに、児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と協議して支援方針を決定し、児童相談所への送致や在宅支援等を行います。	すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯に対して面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。</li> <li>相談延べ件数:6,409件</li> <li>児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに、家庭相談員が対応した。</li> <li>相談延べ件数:3,825件</li> <li>母子保健を担当している健康づくり推進課と連携したほか、定期的に、保育園、小中学校と情報共有を行い、児童虐待の予防とともに、早期発見に努めた。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応</li> </ul>			
	(5)外国人相談の体制整備 外国人の人権に配慮し、日本人と違う悩みをもつ外国人の相談に応じるためには、専門的な知識をもち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、市を始め、関係機関や民間団体・組織の相談体制の整備と充実を図ります。	共生まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。</li> <li>開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:337件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託)</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託)</li> </ul>			
	(6)地域包括支援センターの運営 地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとして地域包括支援センターの機能の充実を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を11のエリアに分け、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置するI型地域包括支援センターを配置。センターを配置しない13区にはサテライトとして社会福祉士を配置して機能を強化。</li> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延べ件数:60,000件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域を11の区域に再編し、全ての区域に社会福祉士、主任介護支援専門員及び保健師等の3職種が揃ったI型の地域包括支援センターを設置するとともに、そのうちの5区域にサテライト機能を持つ地域包括支援センターを9か所設置した。</li> <li>地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応した。</li> <li>総合相談延べ件数:65,601件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延べ件数:60,000件</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延べ件数:65,000件</li> </ul>			

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
第1節 人権擁護の確立												
1 部落差別事件への対応												
(1)庁内関係課の連携	同和対策等推進会議など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。	人権・同和对策室	・連携会議を2か月に1回開催するとともに、6月までにガイドラインを見直し、古絵図等資料の取扱いについて、職員の意識の徹底を図る	・連携会議を2か月に1回開催し、古絵図等の取り扱いなどの徹底に向けて、ガイドラインを改定したほか、地域活動支援事業などの市補助金で古絵図等を含む冊子を作成する場合の対応を協議するなど、ルール作りと情報共有を図った。	A	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を2か月に1回開催(6回)	・古絵図等の適切な取り扱いを職員に徹底し、組織に人権意識の浸透を図るため、古絵図等の取り扱いを定めた改定後のガイドラインの周知	A	継続	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を2か月に1回開催する(6回)。 ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続して改定後のガイドラインに基づく古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。		
(2)相談窓口の利用促進	新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について広報上越で市民に周知します。	人権・同和对策室	(再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知 (再)特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。	A	(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(10月末時点13回開催)。	A	継続	(再)市民の人権相談への対応。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催予定)。		
(3)被差別部落の人々が持っている課題の把握	埋もれている問題を受け止めるなど被差別部落の人々がつ課題を把握するため、日頃から被差別部落の人々と交流を図ります。	人権・同和对策室	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行った。	A	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議を行った。	A	継続	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。		
(4)啓発活動の実施	市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。	人権・同和对策室	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号で「人権都市宣言」の啓発 ・地域人権懇談会の開催(5回) ・市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 ・地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 ・LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号で「人権都市宣言」の啓発 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) ・市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 ・地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 ・外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・市民セミナーを開催する(1回)。		
			・リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) ・町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)	・人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 ・水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	・人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) ・町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	・人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続	・人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。		
		歴史博物館	・社会教育課、学校教育課、人権・同和对策室と協力して、啓発パンフレットを作成する。 ・上記各課室と協力し、歴史博物館での同和問題の研修等の利用を促進	・地域の歴史を正しく伝えるための展示工事を実施した(啓発文の掲示、上記リーフレットを配置)。 ・関係各課と協力し、市内小中学校管理職、担当教諭の研修を7・8月に計6回開催した(参加者156人)。	A	・教育委員会の人権・同和問題担当職員職員及び人事異動で転入した教職員(管理職、担当教諭、新採用)を対象に、同和問題の研修会を開催 ・希望する市内小中学校教職員向けの研修会を開催。	・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修を9・10月に開催予定。	A	継続	・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修会を開催する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第2節 人権教育・啓発の推進												
1 市民への人権啓発												
(1)市職員の資質の向上	市職員一人一人が同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるように、計画的に職員研修を実施します。	人権・同和对策室	・新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催	・新規採用職員(5月11日、49人参加)、係長級職員(6月26日と29日、110人参加)、所属長(7月18日、74人参加)の研修会を開催した。	A	・新規採用職員(5月10日)、係長級職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	・新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員(11月6日)も加えて開催(予定)した。	A	継続	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。		
		社会教育課	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・7月11日と12日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者148人)。	A	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・6月21日と24日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者173人)。	A	継続	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催		
(2)関係機関、団体の活動支援	関係機関、団体等の職員に対し人権教育、同和指導の指導者として資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を開催します。	社会教育課	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年) ・講師派遣事業(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を64回開催した。 ・講師派遣事業を3回開催した。	A	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を60回程度開催予定(9月末時点、49回)。 ・講師派遣事業を3回程度開催予定(9月末時点、2回)。	A	継続	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)		
(3)市民意識調査の実施	人権・同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。	人権・同和对策室	・調査なし	・調査なし	D	・第5次人権総合計画策定のための市民アンケート調査内容の検討(調査は2020年度に実施予定)	・第5次人権総合計画策定のための市民アンケート調査の実施に向けた調査方法や設問等の検討を行った。	A	見直し	令和元年度に行ったアンケート調査の実施に向けた検討結果を踏まえ、当初見通しのとおり2年度に実施する。 ・第5次人権総合計画策定のための市民アンケート調査を実施する(作成、依頼、回収、集計、結果分析)。		
(4)市民への啓発と支援	市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通して市民に啓発します。	人権・同和对策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。		
		人権・同和对策室	・市ホームページや各種研修の場で部落差別解消推進法を啓発	・市ホームページやエフエム上越の広報ステーション、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発した。	A	・市ホームページや各種研修の場で部落差別解消推進法の啓発	・市ホームページやエフエム上越の広報ステーション、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発した。	A	継続	・市ホームページやエフエム上越の広報ステーション、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発する。		
			(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。		
(5)県及び各関係機関・団体との連携	市民の学習機会を充実させるため、新潟地方務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。	人権・同和对策室	・他団体が開催する人権講演会等の市民周知	・関係機関や他団体等が開催する人権講演会等の情報を、市ホームページや各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供し、参加を促した。	A	・関係機関や他団体等が開催する人権講演会等の情報を、市ホームページや各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供	・関係機関や他団体等が開催する人権講演会等の情報を、市ホームページや各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供し、参加を促した。	A	継続	・関係機関や他団体等が開催する人権講演会等の情報を、市ホームページや各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進												
(1)教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どももひびやかに育つように、取り組みます。	保育課	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良くなるのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良くなるのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	継続		・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。		
	学校教育課	・同和教育の視点から教育目標に対する理解を図るため、幼稚園訪問時に指導を実施	・隔月の訪問時に、園の様子と取組を確認し、同和教育の視点で指導を行った。	A	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に丁寧に応じる。	・訪問時に園から保護者や子どもの様子を聞き取ったり、園の様子を参観したりしながら、指導や助言を行った。 ・園の授業改善訪問で、発達障害のお子さんに対する理解を深める研修を行った。 ・入園前に、障害をもつお子さんの保護者と園、学校教育課で面談を行い、共通理解を図り、適宜様子を確認した。	A	継続		・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、支援に必要な園児やその背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導助言する。 ・園や保護者の相談に丁寧に応じる。		
(2)子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。	保育課	・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等における地域住民との交流	・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図った。	A	・発表会や運動会等における地域住民との交流	・発表会、運動会、祖父母会などの行事の中で、幅広い年齢層の参加を募り子どもたちとの交流を図った。	A	継続		・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。		
	学校教育課	・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進	・園から学校運営協議会委員へ行事等を積極的に案内し、環境整備と連携・交流を図った。	A	・園の課題や教育・保育目標具現化のため、学校運営協議会において子どもの人権擁護を基盤とした地域の「ひと、もの、こと」にかかわる安全確保と活用を図るよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のため、各校・園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促進する。	・園は、学校運営協議会で本年度の目標や課題等を協議し、地域資源の活用について意見ももらった。 ・園は、園の取組や行事等について、園日より行事案内等で情報提供や発信を行った。	A	継続		・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。		
(3)子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。	すこやかなくらし包括支援センター	・5月に市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	・5月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	A	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	・4月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	A	継続		・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催		
	こども課	・各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布 ・子どもの権利学習の実施(市立小学校1年生～中学校3年生) ・広報上越、市ホームページでの子どもの権利の啓発	・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。 ・11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学3年までで子どもの権利学習を行った。 ・子どもの権利啓発の取組として、国府小並びに稲田小PTA及び3地区の民生委員・児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催した。	A	・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 ・広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発 ・市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつへの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催	・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。 ・11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学3年までで子どもの権利学習を行う。 ・子どもの権利啓発の取組として、稲田小PTA及び4地区の民生委員・児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催予定	A	継続		・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 ・広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利についての啓発 ・市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつへの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催		
	保育課	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会への参加	・5月30日開催の「子どもの権利に関する研修会」に参加した。	A	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会への参加	・6月21日開催の「子どもの権利に関する研修会」に参加した。	A	継続		・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加する。		



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施状況
実施施策												
		すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 全体会:1回 ブロック会議:5回	・関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。 代表者会議:1回実施 合同実務者会議:2回実施 ブロック会議:4ブロック 合計14回実施	A	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回	・関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。 代表者会議:1回実施 合同実務者会議:2回実施 ブロック会議:4ブロック 合計14回実施	A	継続	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回		
	(4)人権教育、同和教育の充実を図るため、教職員や保育関係職員の意識や資質を向上するための研修を継続的にを行います。	こども課	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	・5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。 参加者:保育関係職員51人、市関係課職員23人	A	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	・6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。 参加者:保育関係職員66人、市関係課職員26人	A	継続	・第1四半期中に子どもの権利に関する職員研修会を開催する。		
		保育課	・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会への参加	・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。	A	・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会への参加	・東本町小学校の人権教育・同和教育研修会に参加予定	A	継続	・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。		
		学校教育課	・現地研修会や研究会等の周知と参加促進	・歴史博物館の内覧研修をはじめ、現地研修会や各種研修会に参加した。	A	・現地研修会や当市で開催される県同和教育研究会等への参加促進	・当市で行われた県同和教育研究会や歴史博物館研修会をはじめ、現地研修会や各種研修会に多数参加した。	A	継続	・現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究会を兼ねる)等への参加促進		
		すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・子どもの虐待防止実務者研修会の実施	・私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を実施した。 ・養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。 ・その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止についての説明を行った。	A	・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施	・私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を実施した。 ・養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。 ・市民等を対象に児童虐待防止のための普及啓発の一環として、出前講座を実施した。 ・その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止についての説明を行った。	A	継続	・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施		
3 学校教育における人権教育、同和教育の推進												
	(1)推進体制の充実 学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進のあり方を協議します。また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。	学校教育課	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・同和教育研究指定と研究推進の指導及び、実践発表と交流のための研究指定成果発表会の開催	・6月7日に市学校同和教育推進協議会を、8月6日には現地学習(糸西)を実施し、指導の在り方を確認した。 ・5月16日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区、1年目として、板倉・中郷中学校区、城北中学校区を指定した。2月13日に成果発表会を行い、各校の取組の普及を図った。	A	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表研修会を実施するとともに、研究のまとめを刊行し、実践の共有を図る。	・6月7日に市学校同和教育推進協議会を、7月30日には現地学習(柏崎地区)を開催し、指導の在り方を確認した。 ・5月15日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、板倉・中郷中学校区、城北中学校区、1年目として、名立・潮陵中学校区、城東中学校区を指定した。2月12日に成果発表会を行い、各校の取組の普及を図った。また、その成果を「学校同和教育研修資料 その39」としてまとめ、市内全小中学校区に配付し共有を図った。	A	継続	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と実践の共有化		
	(2)教職員を対象とした研修の充実 人権・同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、「差別の現実深く学ぶ」という姿勢のもとに、自らの意識を見つめ直すため、現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。	学校教育課	・学校教育実践の重点説明会での説明 ・転入管理職等への研修会の実施(再)現地研修会や研究会等への参加促進	・学校教育実践の重点説明会や転入管理職を対象とした研修会を実施した。 ・歴史博物館の開館に伴い、悉皆の内覧研修会を実施した。 ・全学校を対象として現地学習会を実施し、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりの支援に向けた指導を行った。	A	・学校教育実践の重点説明会で市の施策を周知する。 ・歴史博物館を活用した転入管理職等への研修会を行う。 (再)現地研修会や当市で開催される県同和教育研究会等への参加促進	・学校教育実践の重点説明会や転入管理職を対象とした研修会を実施した。 ・転入管理職等を対象とした歴史博物館研修会を実施した。 ・全学校を対象として現地学習会を実施し、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりの支援に向けた指導を行った。	A	継続	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修会の実施 ・現地研修会や当市で開催される県同和教育研究会等への参加促進		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施状況
実施施策												
4	(3)人権教育、同和教育の学習指導の充実 教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた人権教育、同和教育を推進し、人権教育強調週間などで集中学習を行います。さらに、それぞれを関連させた取組も推進します。また、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。あわせて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した人権教育、同和教育の推進を目指します。	学校教育課	・市教育委員会授業改善支援訪問やPRT訪問等での指導	・市教育委員会計画訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画(視覚的カリキュラム)を確認するとともに、公開授業を参観し授業改善の方法について助言・指導した。	A	・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師について紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	・視覚的カリキュラムを通して、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、指導・助言をした。 ・市教育委員会計画訪問等で公開授業を参観し、授業改善について指導、助言した。	A	継続	・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。		
	(4)教材の活用推進 「生きる」や「にんげん」などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。	学校教育課	・学校訪問等による副読本の指導計画への位置付けの確認や実態把握、効果的な学習指導に向けた指導、助言	・授業改善支援訪問において、副読本の効果的な活用の仕方や授業改善について指導・助言を行った。	A	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	・授業改善支援訪問において、副読本の効果的な活用の仕方や授業改善について指導、助言を行った。	A	継続	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。		
	(5)学校と地域の連携 人権教育、同和教育の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にすることが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。	学校教育課	・保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会の実施	・各校が工夫し、保護者、地域に対して人権教育、同和教育の授業公開や講演会を案内したり、内容や子どもの感想をたよりで発信したりするよう働きかけた。	A	・学校教育実践の重点説明会で、保護者や地域啓発について、具体的な事例を示しながら取組を働きかける。 ・各校及び中学校区単位で保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を実施したり、たより等の情報発信を行ったりすることを働きかける。	・学校教育実践の重点説明会で、保護者や地域啓発について、具体的な事例を示しながら取組の共有を図った。 ・同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ、指定各中学校区で実施した。	A	継続	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導		
4 社会教育における人権教育、同和教育の推進												
4	(1)地域での人権教育、同和教育の推進 市民一人一人に浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進を図ります。	社会教育課	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)	・人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	A	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	・人権を考える講話会を17小学校区で開催予定(9月末時点、8小学校区)。	A	継続	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)		
	(2)教育関係職員や教育委員に対する研修の実施 地域における人権教育、同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を64回開催した。 (再)講師派遣事業を3回開催した。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を60回程度開催予定(9月末時点、49回)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(9月末時点、2回)。	A	継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)		
	(3)学習教材の整備 人権教育、同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。	社会教育課	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、市ホームページで貸出しを周知	・図書12冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	A	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	・図書15冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	A	継続	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
	(4)啓発・広報活動の充実 市民の人権意識の高揚を図るため、広報上越、講演会、研修会による啓発活動を実施します。	人権・同和对策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発(5回) (再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発(5回) (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。	
		人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	
		社会教育課	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知	・市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業を掲載。白山会館の紹介ページに図書・ビデオ目録掲載。現地学習会等で、図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行い、周知を図った。	A	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知	・市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業を掲載。白山会館の紹介ページに図書・ビデオ目録掲載。現地学習会等で、図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行い、周知を図った。	A	継続	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知	
	(5)白山会館事業の充実 白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小中学生学習会などを推進します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催 ・地域交流事業 バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を64回開催した。 ・地域交流事業: バスハイキング…5月27日(日) シーサイドパーク名立(68人参加)もちつき大会…12月16日(日) 白山会館(66人参加) ・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(137回、680人参加)。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業 バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を60回程度開催予定(9月末時点、49回)。 ・地域交流事業: バスハイキング…6月9日(日) シーサイドパーク名立(60人参加)もちつき大会…12月中旬に白山会館で開催予定。 ・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している。年間を通じて、135回程度実施し、700人参加予定(9月末時点、55回200人)。	A	継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業 バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第3節 社会参画の推進											
(1)啓発活動の充実 被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。		人権・同和对策室	・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を行う。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う。	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行った。	A	・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行った。	A	継続	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。	
			(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。	A	継続	
			(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)。 (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	A	継続	
		社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催 (再)講師派遣事業	(再)教職員等を対象とした現地学習会を64回開催した。 (再)講師派遣事業を3回開催した。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を60回程度開催予定(9月末時点、49回)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(9月末時点、2回)。	A	継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
(2)学校や教育機関との連携 社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小中学生学習会を開催します。		社会教育課	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(137回680人参加)。	A	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している。年間を通じて、135回程度実施し、700人参加予定(9月末時点、55回200人)。	A	継続	(再)小中学生学習会の実施	
(3)市職員の資質の向上 被差別部落の人々への偏見の解消や地位向上に資するため、市職員が関係法令や条例等の理解を深め、人権・同和行政を進めるための資質の向上に取り組みます。		人権・同和对策室	(再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催 ・人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加	(再)新規採用職員(5月11日、49人参加)、係長級職員(6月26日と29日、110人参加)、所属長(7月18日、74人参加)の研修会を開催した。 ・人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究会(5人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(18人) 部落解放新潟県研究会(18人) 人権啓発研究会(82人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	A	(再)新規採用職員(5月10日)、係長職員(6月下旬~7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催 ・人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員(11月6日)も加えて開催した。 ・人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究会(6人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(28人) 部落解放新潟県研究会(10人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。 ・人権団体が主催する研究会(部落解放東日本研究会、部落解放関東女性集会等)や講座(越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会等)に職員が参加する。	A	継続	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け			担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
			社会教育課	(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)7月11日と12日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者148人)。	A	(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)6月21日と24日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者173人)。	A	継続		(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催
			人権・同和对策室 学校教育課 社会教育課	(再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加	(再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究会(5人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(18人) 部落解放新潟県研究会(18人) 人権啓発研究会(82人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	A	(再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加	(再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究会(6人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(28人) 部落解放新潟県研究会(10人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	A	継続		(再)人権団体が主催する研究会(部落解放東日本研究会、部落解放関東女性集会等)や講座(越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会等)に職員が参加する。
第4節 雇用の促進、産業の振興												
1 企業への啓発推進												
		(1)企業に対する啓発事業の推進 企業の社会的責任として、求職者の基本的な人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を開催します。	人権・同和对策室	・市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	・8月22日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(148人参加)。	A	・市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	・8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	A	継続		・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
2 雇用の促進、産業の振興												
		(1)職業の安定、雇用の促進 被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。	人権・同和对策室	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月22日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(148人参加)。	A	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	A	継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
			産業政策課	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図る。	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催した。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	A	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する際、参加企業に対し公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催し、参加企業に対して事前に公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において、公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	A	継続		・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する際、参加企業に対し公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。
		(2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の周知 企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。	産業政策課	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行った。	A	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行った。	A	継続		・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018 (H30) 年度			2019 (R元) 年度			方向性	方向性の理由	2020 (R2) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度未見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第5節 社会福祉の充実											
	(1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応 市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民の支援を行います。	人権・同和対策室	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行った。	A	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行った。	A	継続	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。	
第6節 生活環境の改善											
	(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進 白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。また、講演会や研修会等を開催し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見と差別意識をなくすための市民啓発を一層推進していきます。	社会教育課	(再)地域交流事業 バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区で開催する人権を考える講話会の実施 (再)講師派遣事業	(再)地域交流事業： バスハイキング…5月27日(日) シーサイドパーク名立(68人参加) もちつき大会…12月16日(日) 白山会館(66人参加) (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を3回開催した。	A	(再)地域交流事業 バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)地域交流事業： バスハイキング…6月9日(日) シーサイドパーク名立(60人参加) もちつき大会…12月中旬に白山会館で開催予定 (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催予定(9月末時点、8小学校区)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(9月末時点、2回)。	A	継続	(再)地域交流事業 バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
	(2)環境整備活動の推進 周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。	人権・同和対策室	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進した。	A	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進した。	A	継続	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
第1節 人権擁護の確立												
-	(1)相談支援体制の充実 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、相談に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。 また、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有し、障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的かつ円滑に推進する体制を整えます。	福祉課	・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応 ・上越相談支援ネットワークを活用した各相談事業所との連携 ・市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日、1,100人参加)。	A	・基幹相談支援センターの設置 ・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応 ・基幹相談支援センターを中核とした各相談事業所との連携 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じた障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	A	見直し	上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの	(再)すこやかみくろし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施	
	(2)緊急時の相談、救済体制の確保 休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あしんこルセンターとの連携により24時間対応可能な相談窓口及び短期入所居居室(緊急一時預かり)を確保します。	福祉課	(再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応	(再)休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、あしんこルセンターを設置し、相談、短期入所受入れ、ヘルパー派遣による一体的な支援体制を確保した(1,892件)。	A	(再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応	(再)休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、相談、ショートステイでの受入れ、ヘルパー派遣など一体的な支援体制を確保し、障害のある人等の地域での安心な暮らしをサポートした。	A	見直し	上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの	(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施	
	(3)権利擁護体制の充実 障害のある人の権利擁護を進めるため、成年後見制度の周知徹底と相談体制の充実を図りながら、制度の利用促進に取り組めます。	福祉課	・基幹相談支援センターの設置 ・成年後見制度利用助成事業の実施 ・成年後見申立に係る支援体制の検討 ・相談支援専門員による相談・周知 ・成年後見制度利用促進計画策定に向けた検討	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じた(権利擁護に関する相談含む)。 ・成年後見制度利用助成事業により、成年後見人等の報酬に相当する額の助成を実施した(6件)。 ・成年後見制度利用促進計画策定に向けた検討を実施した。	A	・基幹相談支援センターの設置 ・成年後見申立に係る支援体制の検討 ・相談支援専門員による相談・周知 ・成年後見制度利用促進計画の策定	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じた(権利擁護に関する相談含む)。	A	見直し	上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの	(再)すこやかみくろし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施	
	(4)人権啓発の推進 障害のある人に対する差別や偏見を解消し障害のある人の人権について理解を促すため、講座の開催や資料の配布による啓発を行います。	人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を周知した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を周知した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に実施した(参加者100人)。	A	継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を周知する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。	
		(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場内の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)。 (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。		
		・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日、1,100人参加)。	A	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報提供を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会を10月26日に開催した。	A	継続		・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会の開催		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第2節 人権教育・啓発の推進											
一	(1)市職員の資質の向上 障害者差別解消法の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を的確に行えるように計画的に職員研修を実施します。	人権・同和对策室	(再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月11日、49人参加)、係長級職員(6月26日と29日、110人参加)、所属長(7月18日、74人参加)の研修会を開催した。	A	(再)新規採用職員(5月10日)、係長職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員(11月6日)も加えて開催した。	A	継続		(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。
		福祉課	・職員研修会(副課長・係長級職員等)の実施	・職員(副課長級職員等)研修を実施した。	A	・職員(係長級職員等)研修の実施	・職員(係長級職員等)研修を実施した(12月実施予定)。	A	継続		職員(係長級職員等)研修の実施
		人権・同和对策室 学校教育課 社会教育課	(再)人権団体が主催する研究集会や講座への職員の参加	(再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究集会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究集会(5人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(18人) 部落解放新潟県研究集会(18人) 人権啓発研究集会(82人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	A	(再)人権団体が主催する研究集会や講座への職員の参加	(再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究集会や講座に職員が参加した。 部落解放東日本研究集会(6人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(28人) 部落解放新潟県研究集会(10人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(2人)	A	継続		(再)人権団体が主催する研究集会(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会等)や講座(越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会等)に職員が参加する。
	(2)教職員の資質の向上 学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このことを通じて、教職員の指導方法の改善・充実が図られるように、研修の充実に取り組みます。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会を実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。	A	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会を実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。	A	継続		・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)
	(3)社会教育の充実 障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを開催します。	人権・同和对策室	(再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)	A	(再)市民や企業を対象に、人権について理解を深めようとするための地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナーの開催(1回)	(再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めようとする目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。
		福祉課	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日、1,100人参加)。	A	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施。	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報提供を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会を10月26日に開催した。	A	継続		(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会の開催
		社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17会場で開催予定) (再)講師派遣事業(要請により派遣)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を3回開催した。	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17小学校区で開催予定) (再)講師派遣事業(要請により派遣)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催予定(9月末時点、8小学校区)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(9月末時点、2回)。	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17小学校区で開催予定) (再)講師派遣事業(要請により派遣)
	(4)地域・保護者への啓発 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。	学校教育課	・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを配布し、その内容について説明していく。	・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を小・中学校の保護者に配布した。また、子ども発達支援センターに常備した。	A	・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを配布し、その内容について説明していく。	・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を紹介し、必要な学校は保護者に配布した。	A	継続		・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを紹介し、その内容について説明していく。
	(5)企業との連携 企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業研修会を開催します。	人権・同和对策室	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月22日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(148人参加)。	A	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	A	継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
-	(6)地域との連携 障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて市民との交流を図ります。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越福祉事業所合同説明会の開催</li> <li>ふくしのひろばの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「上越福祉事業所合同説明会」開催により、特別支援学校生徒などにより、障害福祉サービス事業所に対する理解の促進を図った(11月18日)。</li> <li>「ふくしのひろば」開催支援により、障害のある人に対する理解と交流の促進を図った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越福祉事業所合同説明会の開催</li> <li>ふくしのひろばの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校等の生徒と保護者、教職員を対象に、福祉事業所合同説明会を開催し、障害福祉サービス事業所の利用に関する理解を促進した。</li> <li>「ふくしのひろば」の後援を行い、障害福祉に関し、広く市民への周知を図ることができた。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明を開催する。</li> <li>障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。</li> </ul>	
		福祉交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいフェスタの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふれあいフェスタ」を通じ、障害のある人に対する理解や認識を深めるとともに、障害のある人等との交流を図った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいフェスタの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふれあいフェスタ」を通じ、障害のある人に対する理解や認識を深めるとともに、障害のある人等との交流を図った。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいフェスタの開催</li> </ul>	
第3節 社会参加の推進											
(1)社会参加の促進											
-	ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進</li> <li>(タクシー利用券の増額 19,000円→ 24,000円)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施</li> <li>ヘルパーによる外出支援の促進</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進(2,125人)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進(3,577人)</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進(6,476人)</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進(7人)</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進(11人)</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(2人)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>ヘルパーによる外出支援の促進</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進(2,129人)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進(3,544人)</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進(6,827人)</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進(6人)</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進(10人)</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(2人)</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進</li> </ul>	
		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉有償運送事業による移動手段の確保を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行うことで、移動手段の確保につなげた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉有償運送事業による移動手段の確保を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉有償運送事業により移動手段を確保する。</li> </ul>	
		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣</li> <li>要約筆記者派遣</li> <li>養成講座受講者のテキスト無料配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者のコミュニケーションを支援した。</li> <li>手話通訳養成講座(入門編)を開講。その他に、手話体験講座やフォローアップ講座も開講した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣</li> <li>要約筆記者派遣</li> <li>養成講座受講者のテキスト無料配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者のコミュニケーションを支援した。</li> <li>手話通訳養成講座(基礎編)を開講。その他に、手話体験講座やフォローアップ講座も開講した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣</li> <li>要約筆記者派遣</li> <li>養成講座受講者のテキスト無料配布</li> </ul>	
		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターへの補助金交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターへの補助金交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターへの補助金交付</li> </ul>	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
-		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市自立支援協議会(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的に協議を行う)全体協議会ケアマネジメント連絡会専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体協議会及び専門部会、ケアマネジメント連絡会を開催し、障害のある人の支援体制等に関する課題の整理や協議を行った。</li> <li>・全体協議会及び専門部会等での協議を踏まえ、必要な事業を実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市自立支援協議会(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的に協議を行う)全体協議会専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの状況を踏まえ、今年度から協議会の組織を、全体協議会及び専門部会の2つとした。</li> <li>※R1.6.10 第1回自立支援協議会において承認済</li> <li>・協議会や専門部会を随時開催し、関係者間で十分な議論を行うことで、今後の施策の方向性等について意識共有を図った。</li> <li>・障害の重度化、障害のある人の高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域生活への移行の促進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を推進した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会の開催</li> <li>・令和3年～5年度までの障害者福祉計画を策定する。</li> </ul>		
	②地域生活の支援											
		ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護手当の支給</li> <li>・障害児福祉手当の支給</li> <li>・特別児童扶養手当の支給</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成:5,169人</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金の助成:40人</li> <li>・自立支援医療(更生医療)費の支給ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護手当の支給:303人</li> <li>・障害児福祉手当の支給:100人</li> <li>・特別児童扶養手当の支給:373人</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成:5,169人</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金の助成:40人</li> <li>・自立支援医療(更生医療)費の支給:448人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護手当の支給</li> <li>・障害児福祉手当の支給</li> <li>・特別児童扶養手当の支給</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金の助成</li> <li>・自立支援医療(更生医療)費の支給ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護手当の支給:312人</li> <li>・障害児福祉手当の支給:107人</li> <li>・特別児童扶養手当の支給:407人</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成:5,270人</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金の助成:40人</li> <li>・自立支援医療(更生医療)費の支給:441人</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護手当の支給</li> <li>・障害児福祉手当の支給</li> <li>・特別児童扶養手当の支給</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金の助成</li> <li>・自立支援医療(更生医療)費の支給</li> </ul>	
		イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者向け住宅リフォームの助成(4件)</li> <li>・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助(4件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者向け住宅リフォームの助成(4件)</li> <li>・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助(4件)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者向け住宅リフォームの助成</li> <li>・障害者施設助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者向け住宅リフォームの助成(3件)</li> <li>・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助(3件)</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者向け住宅リフォームの助成</li> <li>・障害者施設助成事業の実施</li> </ul>	
		ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。	福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。</li> <li>・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。</li> <li>・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。</li> <li>・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。</li> <li>・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。</li> <li>・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。</li> <li>・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上(96%以上)を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。</li> <li>・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。</li> </ul>	
	エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「基幹相談支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。	福祉課	(再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	A	(再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	A	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの</li> </ul>	(再)すこやかみくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施状況
	オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉課	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(延べ4回)。	A	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(延べ4回)。	A	継続	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催		
	カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。	福祉課	・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	A	・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	A	見直し	上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの (再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施		
	(3)特別支援教育の充実 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善又は克服するための学習を効果的に進める必要があります。 市では、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。 ア 教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。 イ 就学相談や巡回相談の機能を充実させます。 ウ 介護員や教育補助員、学校看護師の配置を行います。 エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に取り組みます。 オ 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするため、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。	学校教育課	・特別支援教育に関する研修(4回/年)や就学相談、巡回相談の計画的な実施	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。 ・市内を14ブロックに分け、19人の巡回相談員が通年で巡回相談を行った。	A	・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施 ・インクルーシブ教育の普及に向けて、指導主事による学校訪問の実施(3年で72校を訪問)	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。 ・市内を14ブロックに分け、28人の巡回相談員が通年で巡回相談を行った。	A	継続	・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施 ・インクルーシブ教育の普及に向けて、指導主事による学校訪問の実施(3年で72校を訪問)		
		保育課	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	A	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	A	継続	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入		
		子ども発達支援センター	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・休日にセンター体験・見学会を開催した。 ・保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。	A	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・休日にセンター体験・見学会を開催した。 ・保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施し、早期の療育支援につなげた。	A	継続	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化		
		すこやかなくらし包括支援センター	・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯について、面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。 相談延べ件数:6,409件	A	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯について、面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。 相談延べ件数:6,450件	A	継続	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応		
	(4)療育支援											
	ア 障害のある未就学児の相談等を通じて療育支援の充実を図ります。	保育課	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	(再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	A	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	(再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	A	継続	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入		
		子ども発達支援センター	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。	A	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施し、早期の療育支援につなげた。	A	継続	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
-		福祉課	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	A	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	A	継続	・放課後等デイサービスの提供		
	(5)ユニバーサルデザインの推進 障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	福祉課	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害者向け住宅リフォームの助成(4件)	A	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害者向け住宅リフォームの助成(3件)	A	継続	(再)障害者向け住宅リフォームの助成		
	共生まちづくり課	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等 協議件数:23件 適合施設:9件 公共建築物UD指針に基づく協議協議件数:38件 適合施設:36件	A	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等 協議件数:20件 適合施設:10件 公共建築物UD指針に基づく協議協議件数:30件 適合施設:29件	A	継続	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。			

第4節 雇用の促進・産業の振興

(1)雇用、就労対策										
-	ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組めます。	農村振興課	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。 ・農福連携による農業の6次産業化に向けた検討を行う。	・農作業の繁忙期である春から秋の作業に取組めるよう、平成29年度末から認定農業者等に働きかけを行い、新たな農業者と連携することができた。 ・農福連携による農業の6次産業化に向け、所管する福祉課と意見交換を行い連携を図った。	A	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	・農業者向けの各種研修会を通じ、認定農業者等に働きかけを行い、新たな農業者との連携、作業を獲得することができた。	A	継続	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。
		福祉課	・地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する市民の理解を促進するため、障害のある人と地域の皆さんがともに農作業に従事し交流する「障害者交流促進モデル事業」を実施する。 ・農福連携による農業の6次産業化に向けた検討を行う。 (再)障害のある人の農業分野における就労機会拡大のため、認定農業者等に働きかけを行う。	・障害者交流促進モデル事業(諏訪地区、保倉地区)の実施により、共に農作業をすることで市民の障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進することができた。 ・農福連携による農業の6次産業化に向け、農村振興課、社会福祉法人等との意見交換を行い、今後の事業化に向けた検討を進めた。 ・昨年度に行った認定農業者への働きかけにより、春作業から受託申し込みがあり、作業の内容、作業量ともに昨年度を上回る実績につながった。	A	・障害者交流促進モデル事業を継続し、農作業を通じた障害のある人への理解促進や社会参加を促進する。 ・農福連携による農業の6次産業化に向け、事業計画を作成し、事業化に向けた準備を進める。	・障害者交流促進モデル事業を2事業所を対象に実施した。 ・受託農作業の拡大の取組及び農業者と福祉事業所を対象とした研修会を2回開催した。 ・6次産業化に向けた法人との協議を行い、次年度からの事業開始の方向で協議が整った。	A	拡充 ・1法人で6次産業化の事業を新たに開始するため、拡充とした。	・1法人で6次産業の事業を新たに開始する。
	イ 就職に有効な資格を取得する際の受検料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。	産業政策課	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受検料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受検料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(21人)。	A	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受検料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受検料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(20人)。	A	継続	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受検料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。
	ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人一人の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面に応じた相談・訓練の実施 ・ジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の掘り起しや職場定着の支援の実施	・ジョブサポーターによる面談や連絡調整を行い、障害のある人の状況や障害特性に応じた就業面及び生活面の一体的な訓練、指導その他就労に必要な支援を行うとともに、定着支援などのサポートを実施した。	A	・障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面に応じた相談・訓練の実施 ・ジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の掘り起しや職場定着の支援の実施	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施した。	A	継続	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・ジョブサポーターを配置し、就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施する。
	エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、就労先等に関する情報の提供	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、農業分野の訓練や就労等について周知した。	A	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、就労先等に関する情報の提供	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。	A	継続	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
-	オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討</li> <li>相談員を経由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に就労していない在宅の障害のある人への支援策を探るため、アンケートを実施した。</li> <li>障害者の就労に関する検討部会を設置し、関係機関と協議を6回実施した。</li> <li>検討部会の成果として、障害者就労に関する支援の関係図を作成し、障害者就労に関する支援制度について、分かりやすく説明を行うことが可能となった。</li> <li>相談員を経由して通所型サービス事業所と必要な連携を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討</li> <li>相談員を経由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の就労先・実習先の拡充に向け、商工会議所や商工会に対する障害者雇用等に関する説明会を実施した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対する障害のある人の雇用等に関する説明会を開催し、障害のある人の就労先や実習先の更なる拡充を図る。</li> </ul>	
	カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択について支援します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校における進路相談等に参加し、助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校における進路相談等に参加し、障害福祉サービスの利用の説明や相談支援専門員への橋渡し等を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校における進路相談等に参加し、助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校等と連携し、保護者会での意見交換や進路説明会を開催するなど障害福祉サービスの理解や卒業後の進路を選択するための助言などを行った。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童が進路選択を行う際の助言を行う。</li> </ul>	
	キ 障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会を拡大につながるよう取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者優先調達推進方針の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者優先調達推進方針の作成し、庁内に周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。</li> </ul>	
	ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象案件に対して優先的に指名を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象案件に対して優先的に指名を行った。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名</li> </ul>	
第5節 社会福祉の充実											
-	(1)地域生活支援の充実 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービス</li> <li>ショートステイ</li> <li>補装具費給付</li> <li>日常生活用具給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を支援した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービス</li> <li>ショートステイ</li> <li>補装具費給付</li> <li>日常生活用具給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービス</li> <li>ショートステイ</li> <li>補装具費給付</li> <li>日常生活用具給付</li> </ul>	
	(2)日常生活支援の充実 障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援</li> <li>通所施設利用支援</li> <li>グループホーム利用支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種サービスに係る介護給付費等の給付により、通所型施設サービスの適切な提供を支援した。</li> <li>社会福祉法人等が整備するグループホームの整備費の一部助成を通じて、障害のある人が安心して自分らしく暮らすための環境整備を進めることができた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援</li> <li>通所施設利用支援</li> <li>グループホーム利用支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所やグループホームの整備費の一部助成を通じて、障害のある人が安心して自分らしく暮らすための環境整備を進めることができた。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者施設助成事業の実施</li> </ul>	
	(3)ケアマネジメント体制の確立 障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを進めます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成等に係る介護給付費等の給付により、障害のある人の相談に応じるとともに、個々の生活実態を把握し、これに即したサービス利用や関係機関と連携した支援につなげた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプランの点検及び効果的なケアプランを作成するための計画相談会を月2回開催し、給付に向けた相談支援専門員の資質向上を図った。</li> <li>多職種連携による支援や自立支援につながるプランとするための研修会を4回開催した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。</li> </ul>	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
第1節 人権擁護の確立												
一	(1)女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業の充実に取り組みます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 相談窓口の広報・周知 相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日のみ相談時間を19:00まで延長) 出張相談(市内公的施設等)	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,466件 相談実人員:302人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関係する講座を開催した。 センター講座3回(6月56人、10月16人、12月56人)、出前講座6回(5月～11月583人) (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(9回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。	A	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV市内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件 相談実人員:300人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関係する講座を開催した。 センター講座5回(6月44人、7月49人、8月9人、10月10人、15人)、出前講座3回(4月～11月419人) (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(9回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。	A	継続	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV市内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集		
	(2)女性相談への的確な対応 女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関と連絡調整し、的確な対応に努めます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 相談窓口の広報・周知 相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日のみ相談時間を19:00まで延長) 出張相談(市内公的施設等)	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,466件 相談実人員:302人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	A	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV市内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件(見込) 相談実人員:300人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	A	継続	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV市内連絡会議及び個別のケース会議の開催		
	(3)被害女性の安全確保と支援体制の整備 あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。	男女共同参画推進センター	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催) ・緊急一時保護施設入所者:1人、緊急一時保護生活費の貸与:なし	A	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 (再)DV市内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催) ・緊急一時保護施設入所者:なし、緊急一時保護生活費の貸与:なし	A	継続	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与		
	(4)性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動 地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報や各種講座の開催などの啓発活動を進めます。	男女共同参画推進センター	・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部) ・男女共同参画サポーターの募集 ・男女共同参画コーナーでの情報提供	・ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(85部、11月)。 ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会を開催した。 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座を開催した。 センター講座1回(9月22人)、出前講座1回(11月16人)	A	・情報紙の発行(4回、各10,000部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(100部) ・男女共同参画サポーターの募集 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座の開催(1講座以上)	・ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(85部、11月)。 ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会を開催した。 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座を開催した。 センター講座4回(10月25人、11月25人、25人、2月25人)、出前講座1回(10月25人)	A	継続	・情報紙の発行(4回、各10,000部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座の開催(1講座以上)		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け			担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
-			人権・同 和对策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発(5回) (再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発(再)市民や企業を対象に、人権について理解を深めてもらうための地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナーの開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。	
			人事課	(再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知 (再)特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。	A	(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供 (再)特設人権相談所の会場を提供(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(10月末時点13回開催)。	A	継続	(再)市民の人権相談への対応。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催予定)。	
			人事課	・旧姓使用制度の適正運用	・適正に運用した。 申請に対する承認率100% 制度新規利用者:正規職員1人、非常勤一般職3人 利用中止者:正規職員1人、非常勤一般職2人	A	・旧姓使用制度の適正運用	・適正に運用した。 申請に対する承認率100%(8月末時点) 制度新規利用者:正規職員1人、非常勤一般職1人 利用中止者:正規職員2人、非常勤一般職0人	A	継続	・旧姓使用制度の適正運用	
第2節 人権教育・啓発の推進												
-		(1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識の改革を図るため、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画推進センター講座の開催(人権と男女共同参画に関する市民対象の講座。3講座開催予定。)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した。 センター講座15回(6月～3月414人)、出前講座18回(4月～12月1,396人)	A	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座9回、出前講座20回)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した。 センター講座16回(6月～3月420人)、出前講座17回(4月～11月1,339人)	A	継続	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座16回、出前講座17回)	
			男女共同参画推進センター	(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)	(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	A	(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	A	継続	(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	
			保育課	(再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	(再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	(再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	(再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	継続	(再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	
			学校教育課	・全体計画の見直しと校内研修会の実施	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、校内研修を行うよう校長会等で指導した。	A	・全体計画への明記と校内研修の実施	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、校内研修を行うよう校長会等で指導した。	A	継続	・全体計画への明記と校内研修の実施	
		(3)男女平等と互いの人権を尊重する人づくりを目指した社会教育の推進 男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を進めます。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催予定(9月末時点、8小学校区)。	A	継続	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第3節 社会参画の推進											
一	(1)公募委員への応募促進 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の開催やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画推進センター講座の開催(女性のスキルアップ・社会参画促進に関する市民対象の講座。2講座開催予定。)	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・子育て世代や地域協議会委員などの女性を対象に、女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	A	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・子育て世代や地域協議会委員などの女性を対象に、女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 ・女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施した。	A	継続		・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	
	(2)女性登用率の向上 市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組むとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。	男女共同参画推進センター	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼	・30年度の審議会等における女性委員の登用率は、29年度と比較し、0.1ポイント向上の29.0%であった。 ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。	A	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)子育て世代や地域協議会委員などの女性を対象に、女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・R元年度の審議会等における女性委員の登用率は、H30年度と比較し、0.1ポイント向上の29.1%であった。 ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 ・女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施した。	A	継続	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	
	(3)家事・育児等と地域活動の両立支援 男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画推進センター講座の開催(家庭での子育て支援等に関する市民対象の講座。2講座開催予定。) (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座2回(9月22人、10月47人)、出前講座2回(5月50人、11月23人) (再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	A	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座1回(12月50人)、出前講座1回(5月47人) (再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	A	継続	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	
	(4)役職者への女性の積極登用の促進 役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を行います。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画推進センター出前講座の開催(女性の参画促進につながるような市民対象の意識啓発講座。要望により講師等を派遣する。)	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座1回(11月23人)	A	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座2回(7月43人、11月30人)	A	継続	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第4節 職業の安定と雇用の促進												
(1)女性の職業能力の開発・育成の支援 女性の再就職に向けた支援を行います。	産業政策課	・女性の再就職に向けたセミナーを開催する。(対象:結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人、開催回数:1回) ・雇用政策専門員による相談会を開催する(申込に応じて月1回開催)。	・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを開催した(10月3日)。 ・雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	A	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催	・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを11月に開催予定。 ・雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	A	継続		・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催		
(2)育児休業、介護休業取得に向けた啓発 子どもの養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を図っていきます。	産業政策課	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。	A	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。	A	継続		・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。		
(3)女性農業者の育成 女性農業者が能力を最大限に発揮し、農業経営への積極的な参画を始め、より一層活躍できるように意識啓発を図っていきます。	農政課	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を行う。	・関係機関と連携し、会計・税務や6次産業化、労務管理等、農業経営への積極的な参画に向けた研修会(6回、延べ35人参加)を開催した。	A	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会の開催	・関係機関と連携し、会計・税務研修会(7月) 農作業事故防止研修会(8月)、農業経営簿記研修会(11月)、法人間連携に関する研修会(12月)、経営改善・6次産業化研修会(2月)、農業経営継承及び労務管理研修会(3月)を開催し、農業経営への積極的な参画を促した。(6回、延べ35人の女性参加)	A	継続		・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会の開催		
(4)職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を図っていきます。	産業政策課	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	A	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	A	継続		・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。		
(5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進 ひとり親家庭の父又は母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連携した就職支援を推進していきます。	こども課	・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用の助成するため、児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラムを作成する。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行った。	A	・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用を助成するため、児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行った。	A	継続		・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。		
(6)市役所で働く女性職員の活躍推進 女性活躍推進法の施行に伴い、2016(平成28)年3月に改訂した「上越市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。 また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。	人事課	・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所な配置を行った。 ・地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先について毎年検討・見直しを行う中で、平成30年度は、市の人材マネジメントの中心となる職員養成のため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ、主事級の女性職員1人を派遣する。	・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPRした。 ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所な配置を行った。 ・総務省、(独)日本貿易振興機構東京本部へ、主任級の女性職員を各1人派遣した。 ・派遣先の検討・見直しを行い、自治大学校への派遣研修に替えて、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会へ、主事級の女性職員1人を派遣した。	A	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇等制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所な配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所な配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施	A	継続		・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所な配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け			2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度		
目的達成のための施策			担当課	事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)			評価	方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)													
実施施策													
		(7)学校で働く女性教職員の活躍推進 学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働き掛けを校長に促します。	学校教育課	・女性教員の管理職選考検査受検に向けた積極的な働きかけと教務主任や研究主任への登用	・管理職は、女性校長が13人で18%、女性教頭が15人で20%となっている。またミドルリーダーとなる女性教務主任は18人で25%、女性研究主任は41人57%となっている。 ・校長：男性59人、女性13人 ・教頭：男性57人、女性15人 ・教務主任：男性54人、女性18人 ・研究主任：男性31人、女性41人	A	・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	・女性教員の管理職選考検査受検や教務主任や研究主任への登用などの男女共同参画社会について、校長会で指導した。	A	継続	・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ		
第5節 社会福祉の充実													
-	(1)特別保育事業等の充実 女性の社会進出の増加とともに就業形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。	こども課	・オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。	・オーレンプラザこどもセンター内で保護者のリフレッシュ等に対応した一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付した。	A	・オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付	・オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付した。	A	継続	・オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。			
		保育課	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの提供	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。	A	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの提供	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。	A	継続	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。			
		学校教育課	・特別保育事業(開設数:51か所) ・利用者アンケートを実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。	・市内全ての小学校を対象に通年で開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な配慮を要する児童の対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行った。 ・利用者アンケートの実施ではなく、利用申請書から保護者の休日の勤務状況調べを実施した。	A	・特別保育事業(開設数:51か所) ・特別な配慮を要する児童への対応 ・10連休中のクラブ開設において、利用者状況の調査を実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。	・市内全ての小学校を対象に通年で開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な配慮を要する児童の対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行った。併せて、支援員等の研修会を実施し、資質向上を図った。 ・日曜・休日の利用ニーズを把握し、必要性等について検討した。	A	継続	・学童保育事業(開設数:51か所) ・特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就業支援を行うとともに、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 ・日曜・休日の利用ニーズの把握や施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。			
	(2)男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実 介護に関する男女共同参画推進センター講座の開催など、男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実を図ります。	男女共同参画推進センター	(再)情報紙の発行・配布(発行部:10,000部、発行回数:4回)	(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座を開催した。 センター講座1回(3月54人)	A	(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)	(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上) センター講座1回(11月30人)、共催講座1回(10月30人)	A	継続	(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)			
	(3)女性の心身の健康支援 ライフステージに応じて的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診断、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を図ります。	健康づくり推進課	・こころの健康サポートセンターでの健康相談 ・健康づくりリーダー事業 ・食生活改善推進員養成、育成 ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供	・こころの健康サポートセンターでの相談件数:延べ274件 ・市内30地区ごとに健康づくりリーダー研修会を2回実施した。 ・食生活改善推進員養成講座を10月から31年1月までの間に5回コース実施した。 ・食生活改善推進員養成講座を4会場2回ずつ実施した。 ・レディース検診(87回)と健康教育を実施した。	A	・健康づくり推進課での女性の心身の健康相談 ・健康づくりリーダー研修会の実施 ・食生活改善推進員養成講座を10月から12月まで5回コース実施した。 ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供	・女性の心身の健康相談(レディース検診会場での相談件数:延べ86回) ・市内30地区ごとに健康づくりリーダー研修会を1回実施した。 ・食生活改善推進員養成講座を10月から12月まで5回コース実施した。 ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供した。	A	継続	・健康づくりリーダー研修会の実施 ・レディース検診、女性特有の疾病に対する情報提供及び相談の場の提供			
		男女共同参画推進センター	・男女共同参画推進センター講座の開催(女性の性と生殖に関する健康と権利に関する市民対象の講座。1講座開催予定。)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座を開催した。 センター講座1回(9月15人)	A	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座を開催した。 センター講座1講座2回(9月21人、10月20人)	A	継続	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)			

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第1節 人権擁護の確立												
1 国籍条項												
(1)採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。		人事課	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	A	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	A	継続	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。		
		共生まちづくり課	・地方参政権の保障に向けた情報収集	・ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。	A	・地方参政権の保障に向けた情報収集	・ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。	A	継続	・地方参政権の保障に向けた情報収集		
第2節 人権教育・啓発の推進												
1 人権啓発推進組織の充実												
(1)国際交流センター機能の充実 上越市市民プラザ内に開設している国際交流センターを、情報提供や交流の場として活用します。		共生まちづくり課	・国際化の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際交流の拠点として広く利用された(上越国際交流協会へ委託)。 利用実績:10,322人	A	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際交流の拠点として広く利用された(上越国際交流協会へ委託)。 利用実績:10,500人	A	継続	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)		
(2)民間団体活動との連携 外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係団体と連携し、交流の促進を図ります。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	・県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。 4月25日開催:10団体15人参加	A	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	・県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。 4月25日開催:8団体14人参加	A	継続	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定		
(3)交流事業の推進 多文化共生社会の実現に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の開催など、交流事業を推進します。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー	・上越国際交流協会が料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー	・上越国際交流協会が料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	継続	・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー		
(4)国際交流ボランティアの養成 市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を開催します。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会へ委託して国際交流ボランティア養成講座の開催	・国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講)	A	・地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講)	A	継続	・地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)		
2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進												
(1)就学前教育における国際理解教育												
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。		保育課	・園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	・調理員の加配や職員の工夫等により、外国人の園児に対して、食事や習慣に配慮した保育を行った。	A	・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	・調理員の加配や職員の工夫等により、外国人の園児に対して、食事や習慣に配慮した保育を行った。	A	継続	・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践		
		学校教育課	・異文化理解についての研修の実施と、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ	・外国人園児について、校内研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。	A	・外国人園児について、校内研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行うことへの働きかけ	・異文化理解について園内研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。	A	継続	・園内研修をとおり、異文化の理解を深め、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ		
イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施	・上越国際交流協会がキッズワールド広場やホストファミリーの会など、積極的に国際理解交流事業を実施し、市民の国際感覚の醸成に取り組んだ。	A	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施	・上越国際交流協会がキッズワールド広場やホストファミリーの会など積極的に国際理解交流事業を実施し、市民の国際感覚の醸成に取り組んだ。	A	継続	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施		
		保育課	(再)園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	・宗教による食事の配慮について、当該外国人保護者と共有し、外国人の園児や周りの園児にわかりやすく説明した。	A	・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施	・宗教による食事の配慮について、当該外国人保護者と共有し、外国人の園児や周りの園児にわかりやすく説明した。	A	継続	・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施		
		学校教育課	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ	・関係者で話し合いながら、その子にあった教育について共通理解を図った。また、保護者参観の行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話した。保護者同士の理解も進み、保護者や園児に対し温かくかわかっている様子が見られた。	A	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ	・外国人の園児とその家族の関係者と連絡を取り合いながら共通理解を図った。また、保育参観や園行事の中で、人権擁護に関する園内の取り組み等を話した。そのため保護者同士の理解もさらに深まった。	A	継続	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
(2)学校教育における国際理解教育												
	ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもと、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して母語による教科支援を行います。	学校教育課	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進	・ALTが授業や学校生活で児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な理解が深まった。	A	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進	・ALTが授業や学校生活で児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な理解が深まった。	A	継続	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進		
		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	・上越国際交流協会が自主事業としてJOIN学習塾を開催し、日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。	A	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	・上越国際交流協会が自主事業としてJOIN学習塾を開催し、日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。	A	継続	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施		
(3)社会教育における国際理解教育												
	ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供 外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を開催します。	共生まちづくり課	・生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ89回、584人	A	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいっさ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳、翻訳のスキルアップ講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ84回、580人	A	継続	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいっさ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳、翻訳のスキルアップ講座を開催(上越国際交流協会へ委託)		
	イ 市民の学習・啓発活動の充実 外国人市民についての理解を深めるため、国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の開催に取り組みます。	共生まちづくり課	(再)国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)	(再)国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講) ・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会へ委託)。	A	(再)地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)	(再)国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講) ・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会へ委託)。	A	継続	(再)地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)		
	ウ 青少年を対象とした国際理解の推進 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。	社会教育課	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(3回)	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した。 全3回(65人受講)	A	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(定員25人)の実施	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した。 全3回(17人受講)	A	継続	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施		
	エ 市職員の資質の向上 外国人市民に学習の場や情報を提供し、指導や援助の充実を図るため、研修などにより市職員の資質の向上に取り組みます。	共生まちづくり課	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催	・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。	A	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催	・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。	A	継続	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催		
第3節 社会参画の推進												
	(1)外国人市民の社会参画 外国人市民の要望や意見が反映され、より住み良い地域社会が形成されるように、市内に住む外国人の意向調査や外国人有識者を含めて懇談会を行います。	共生まちづくり課	・上越国際交流協会と連携し、外国人と市民等との意見交換会の開催	・有識者同席のもと外国人相談の相談員との意見交換会を開催し、外国人市民の現状や必要とされる支援について把握した。 ・外国人市民と市長とのミニ対話集会を開催し、外国人市民が抱える悩みや要望などについて意見交換を行った。	A	・上越国際交流協会と連携し、外国人市民と市民等との意見交換会の開催	・有識者同席のもと外国人相談の相談員との意見交換会を開催し、外国人市民の現状や必要とされる支援について把握した。	A	継続	・上越国際交流協会と連携し、外国人市民と市民等との意見交換会の開催		
	(2)啓発の推進 共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の開催など交流事業を充実させます。	共生まちづくり課	(再)上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施	(再)上越国際交流センターが料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	(再)上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー	(再)上越国際交流センターが料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	継続	(再)上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施状況
	(3)相談体制の充実 外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるためには、専門的な知識を持ち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、関係機関や民間団体・組織と連携して人材確保に取り組み、相談体制の充実を図ります。	共生まちづくり課	(再)外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:337件	A	外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:250件	A	継続	外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有の実施(2回)		
	(4)日本語習得の支援 外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を開催するほか、民間ボランティア団体による日本語教室や講座の開催を支援します。	共生まちづくり課	(再)上越国際交流協会へ委託して生活日本語教室を開催	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ89回、584人	A	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ84回、580人	A	継続	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)		
	(5)情報提供の充実 社会生活に必要な各種の情報を提供するため、外国語表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成するとともに、内容や媒体の充実に取り組みます。また、各種案内表示についても外国語併記を推進します。	共生まちづくり課	・上越国際交流協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブック、ごみ分別ポスター・カレンダーの多言語版を発行	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター(7か国語)の多言語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した(上越国際交流協会へ委託)。	A	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター(7か国語)の多言語版を発行	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター(7か国語)の多言語版を発行するために必要な情報を提供した(上越国際交流協会へ委託)。	A	継続	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター(7か国語)の多言語版を発行		
	(6)医療通訳ボランティアの派遣 外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。	地域医療推進室	・医療通訳ボランティアの派遣	・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人市民と医師等との意思疎通を支援することで、外国人市民の医療不安の軽減を図った。 派遣件数:64件	A	・医療通訳ボランティアの派遣	・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人市民と医師等との意思疎通を支援することで、外国人市民の医療不安の軽減を図った。 派遣件数:84件	A	継続	・医療通訳ボランティアの派遣		
	(7)災害時の外国人への支援 災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき複数言語による広報・情報提供、相談員の派遣を行います。また、新潟県国際交流協会による多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携して、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。	共生まちづくり課	・災害時外国人支援の研修会への参加(新潟県国際交流協会主催)	・災害時外国人支援研修会に参加し、県内の外国人の状況や法改正に伴う外国人数の増加の見込み、やさしい日本語の重要性等について学ぶとともに、模擬訓練を行い、災害時の行政、ボランティア、多言語支援センター等の役割について学んだ。 (新潟県国際交流協会主催) 開催日:12月2日 参加人数:42人	A	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催) 開催日:12月8日 参加人数:40人	・災害時外国人支援研修会に参加し、県内の外国人の状況や法改正に伴う外国人数の増加の見込み、やさしい日本語の重要性等について学ぶとともに、模擬訓練を行い、災害時の行政、ボランティア、多言語支援センター等の役割について学んだ(新潟県国際交流協会主催)。 開催日:12月8日 参加人数:40人	A	継続	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)		
第4節 職業の安定と雇用の促進												
	(1)相談・啓発活動の推進 企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。	共生まちづくり課	(再)外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:337件	A	外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:250件	A	継続	外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有の実施(2回)		
		産業政策課	(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布	(再)上越公共職業安定所と共催する新規卒卒求人申込説明会において公正採用選考についてのパンフレットを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	A	(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布	(再)上越公共職業安定所と共催する新規卒卒求人申込説明会において公正採用選考についてのパンフレットを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	A	継続	(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第1節 人権擁護の確立												
-	(1)人権擁護機関との連携 高齢者に対する人権侵害事案に適切に対処するため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体との確に連絡調整を行います。また、市民に対して、相談業務の内容や相談体制の周知を図ります。	人権・同 和对策室	(再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知 (再)特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。	A	(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供 (再)特設人権相談所の会場を提供(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(10月末時点13回開催)。	A	継続	(再)市民の人権相談への対応。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催予定)。		
		すこやか なぐらし包 括支援セン ター	・地域包括支援センターによる周知及び対応	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	A	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	A	継続	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。		
	(2)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、広報上越や市ホームページによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者による行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。	人権・同 和对策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や企業を対象に、人権について理解を深めようための地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナーの開催(1回)	A	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や企業を対象に、人権について理解を深めようための地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナーの開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めようことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。		
			(再)リーフレットを、市施設の窓口に配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	
		すこやか なぐらし包 括支援セン ター	(再)地域包括支援センターによる周知及び対応	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	A	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	A	継続	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。		
	第2節 人権教育・啓発の推進											
-	(1)市職員の資質の向上 市職員一人一人が、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができる資質と指導力を身に付けるための研修を実施します。	人権・同 和对策室	(再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月11日、49人参加)、係長級職員(6月26日と29日、110人参加)、所属長(7月18日、74人参加)の研修会を開催した。	A	(再)新規採用職員(5月10日)、係長職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員(11月6日)も加えて開催した。	A	継続	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。		
	(2)教職員の資質の向上 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修の充実に取り組みます。	学校教育課	・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」等を活用した教職員研修への働きかけ	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図った。	A	(再)各種研修会や学校訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図った。	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を継続的に図った。	A	継続	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。		
	(3)学習と交流の機会の充実 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びと交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を深める活動の充実を図ります。	社会教育課	・地域の課題及び要望を踏まえた地区公民館事業の実施	・各地区公民館及び分館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため107事業を実施し、高齢者の学習と仲間づくりの機会を提供した。	A	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」(地域・現代課題に対応した地域づくり)を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・各地区公民館及び分館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、学びのきっかけづくり51事業及び地域・現代課題に対応した地域づくり45事業(いずれも全市対象事業を除く)の全96事業を計画し、高齢者の学習と仲間づくりの機会を提供した。	A	継続	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」(地域・現代課題に対応した地域づくり)を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
-	(4)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会の開催や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。	人権・同和对策室	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を板倉区や浦川原区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(8回、221人参加)。 (再)LGBTをテーマに、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。	A	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や企業を対象に、人権について理解を深めてもらうための地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナーの開催(1回)	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を浦川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。 (再)外国人籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	A	継続	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。		
			人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 (再)水族博物館駐車場の啓発看板を撤去し、新たに直江津屋台会館前に啓発看板を設置した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	
		すこやかなくらし包括支援センター	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月22日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(148人参加)。	A	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	A	継続	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。		
		すこやかなくらし包括支援センター	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	A	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	A	継続	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。		

第3節 社会参加の推進

-	(1)シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。	高齢者支援課	・高齢者の就業機会を確保し、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの活動運営費の一部を補助 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	・高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	継続	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円
	(2)社会参加の機会確保 生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。	高齢者支援課	・高齢者趣味講座 延べ受講者数12,372人 ・シニアセンター 入館者数15,011人 ・シニア作品展 来場者数1,793人 ・シニアスポーツ大会 参加者数3,639人 ・シニアゲートボール大会 参加者数790人 ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ254団体、老人クラブ連合会に加入しない団体33団体)、老人クラブ相談窓口の開設 (再)高齢者の就業機会を確保し、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの活動運営費の一部を補助 (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	・高齢者趣味講座 延べ受講者数12,300人 ・シニアセンター 入館者数14,600人 ・シニア作品展 来場者数1,800人 ・シニアスポーツ大会 参加者数3,349人 ・シニアゲートボール大会 参加者数610人 ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ251団体、老人クラブ連合会に加入しない団体33団体)、老人クラブ相談窓口の開設 ・上越市老人クラブ連合会及び上越ゲートボール連盟と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施(2回) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	B	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座 延べ受講者数12,300人 ・シニアセンター 入館者数14,600人 ・シニア作品展 来場者数1,800人 ・シニアスポーツ大会 参加者数3,349人 ・シニアゲートボール大会 参加者数610人 ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ251団体、老人クラブ連合会に加入しない団体33団体)、老人クラブ相談窓口の開設 ・上越市老人クラブ連合会及び上越ゲートボール連盟と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施(2回) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	B	継続	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進





上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施施策
-	(2)ケアマネジャーの資質向上 支援が必要な人に必要なサービスを提供できる質の高いケアマネジメントができるように、ケアマネジャーの資質向上のための研修を継続的・体系的に行います。	すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員への支援</li> <li>介護支援専門員への定期的な研修会の開催</li> <li>苦情・相談体制の整備</li> <li>事業者間の連携促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員の資質向上等を目的に、各種研修会の開催や同行訪問などを2,663回実施した。</li> <li>地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応していく体制を整備し、実践した。</li> <li>個別地域ケア会議など各種会議の場を通して、事業者間の連携促進を図った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員への支援</li> <li>介護支援専門員への定期的な研修会の開催</li> <li>苦情・相談体制の整備</li> <li>事業者間の連携促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員の資質向上等を目的に、各種研修会の開催や同行訪問などを2,600回実施した。</li> <li>地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応していく体制を整備し、実践した。</li> <li>個別地域ケア会議など各種会議の場を通して、事業者間の連携促進を図った。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員への支援</li> <li>介護支援専門員への定期的な研修会の開催</li> <li>苦情・相談体制の整備</li> <li>事業者間の連携促進</li> </ul>	
	(3)介護保険運営協議会の開催 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会の開催</li> <li>介護保険事業計画に基づく施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会を開催した。</li> <li>介護保険事業計画に基づく施設を整備した。</li> <li>認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会の開催</li> <li>介護保険事業計画に基づく施設の整備</li> <li>認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会を開催した。</li> <li>介護保険事業計画に基づく施設を整備した。</li> <li>認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会の開催:6回</li> </ul>	
	(4)介護相談員派遣事業の実施 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護相談員派遣事業 訪問回数:172回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護相談員派遣事業を実施した。訪問回数:170回</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護相談員派遣事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護相談員派遣事業を実施した。訪問回数:195回</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。訪問回数:207回</li> </ul>	
	(5)個別訪問型保健指導の実施 介護予防事業として、脳卒中や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。	健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者健康支援訪問 訪問件数3,300件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者健康支援訪問を実施した。訪問件数:2,854件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者健康支援訪問の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者健康支援訪問を実施した。訪問件数:3,300件</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病で、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問を実施する。訪問件数:3,300件</li> </ul>	
	(6)認知症初期集中支援チームの設置 認知症の人と家族を支援するため、保健師、社会福祉士、認知症疾患医療センターの専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期症状の時から家庭訪問などの対応を実施します。	すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる個別相談</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施(受講者:2,300人)</li> <li>キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:51件</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:3,501人)</li> <li>キャラバンメイトの育成のための講座開催(2回)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる個別相談</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:51件</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:2,300人)</li> <li>キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:50件</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:2,300人)</li> <li>キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)</li> </ul>	
	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援ネットワーク会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援ネットワーク会議を開催した(2回)。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援ネットワーク会議の開催:2回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援ネットワーク会議を開催した(2回)。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援ネットワーク会議の開催</li> </ul>		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第1節 人権擁護の確立											
一	(1)子どもの権利基本計画の推進 「上越市子どもの権利に関する条例」の規定に基づいて策定した「上越市子どもの権利基本計画」の実現のため、進捗管理を行います。	こども課	・子どもの権利委員会の開催(3回)	・6月1日に子どもの権利委員会を開催し、基本計画事業の進捗管理等を行った。 ・1月15日に同委員会を開催し、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定すること、並びに策定委員会の委員構成等を説明した。(会議開催2回)	A	・「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」を統合し、新たに「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置し、計画の策定に向けて協議する。(5回) ・現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」の改定にあわせ、両計画を整理・統合するとともに、子どもの貧困対策や子どもの居場所の拡充などの取組を新たに追加した上で、本市における子育て施策を体系的に整理し、総合的・計画的に推進していくため、「上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」を策定する。	・「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を5回開催し、「上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」を策定した。 ・子どもの権利委員会を廃止した。	A	見直し	「上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」に掲載した子どもの権利に関する施策の取組状況等の審査を「子ども・子育て会議(仮)」で行う。	・「子ども・子育て会議(仮)」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審査を行う。
	(2)子どもの虐待予防推進事業 児童虐待の予防と早期発見のため、社会福祉士及び家庭相談員を配置します。乳幼児健診、子育てひろば、保育園等へ向向き、子育てに関する相談と情報提供を行うことで、子育てに対する不安や負担の軽減を図り、児童虐待の予防に取り組みます。また、関係機関との児童虐待防止ネットワークを更に強化するとともに、市民への啓発活動を実施し、早期発見に取り組みます。	すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに家庭相談員が対応した。 相談延べ件数:3,825件 (再)母子保健を担当している健康づくり推進課と連携したほか、定期的に、保育園、小中学校と情報共有を行い、児童虐待の予防とともに、早期発見に努めた。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。	A	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに、家庭相談員が対応した。 相談延べ件数:3,850件 (再)母子保健を担当している健康づくり推進課と連携したほか、定期的に、保育園、小中学校と情報共有を行い、児童虐待の予防とともに、早期発見に努めた。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。	A	継続		(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応
	(3)児童虐待に関する研修 児童虐待の早期発見のため、保育園や子育てひろばの保育士、認定こども園、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に研修を実施します。	すこやか なぐらし包 括支援セ ンター 学校教育 課	(再)子どもの虐待防止実務者研修会の実施	(再)私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を実施した。 (再)養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。 (再)その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止について説明を実施した。	A	(再)子どもの虐待防止実務者研修会の実施 (再)市民を対象にした出前講座の実施	(再)私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を実施した。 (再)養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。 (再)市民等を対象に児童虐待防止のための普及啓発の一環として、出前講座を実施した。 (再)その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止について説明を実施した。	A	継続		(再)子どもの虐待防止実務者研修会の実施 (再)市民を対象にした出前講座の実施
	(4)若竹寮管理運営事業 児童福祉法に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、その自立を支援します。	こども課	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行った。	A	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行った。	A	継続		・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。
	(5)母子生活支援施設運営事業 児童福祉法に基づき、配偶者のない母親またはこれに準する事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	こども課	・母子保護の実施	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	A	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	A	継続		・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。
	(6)生徒指導対策事業 教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修会を開催します。	学校教育課	・生徒指導研修会やカウンセリング研修会の実施	・教職員のニーズに応じた内容に変更しながらも、毎月1回の生徒指導研修会と、年6回のカウンセリング研修会を実施した。	A	・不登校児童生徒の発生率は、県や全国と比べると低い状況にはあるが、市内の経年比較でみると過去最多になった。今後も、各種研修会を通して学級づくりを中心とした安全で安心な学校生活を送れるよう教職員の資質を向上する。	・いじめや不登校等のテーマを設定し、毎月教職員の資質向上のための研修会を実施している。また、カウンセリング研修会を7月下旬に3回実施した。12月に残りの3回を実施予定	A	継続		・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。
	(7)やすづか学園運営費の補助 自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。	福祉課	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付	・不登校に悩む子どもたちの学校復帰や進学など自立支援のための取組に対し、適切に補助金を交付した。	A	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付	・不登校に悩む子どもたちの学校復帰や進学など自立支援のための取組に対し、適切に補助金を交付した。	A	継続		・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施状況
実施施策											
	(8)上越市要保護児童対策地域協議会の設置 上越市要保護児童対策地域協議会を関係者の連絡会議に位置付け、連携方法等を検討します。また、社会的に弱い立場にある子どもたちに対する虐待予防の啓発と早期発見に取り組むとともに、保護者や関係者へ適切な支援・指導を行います。	すこやか なぐら し包括 支援セ ンター	(再)関係者の連絡会議の開催	(再)5月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	A	(再)関係者の連絡会議の開催	(再)4月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	A	継続	(再)関係者の連絡会議の開催	
	(9)子育て関連施設等における相談の実施 保育園及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。	保育課	・子ども発達支援センターやすこやかなぐらし包括支援センターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施	・保育園における相談の窓口を開設しており、子ども発達支援センターやすこやかなぐらし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	A	・子ども発達支援センターやすこやかなぐらし包括支援センターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施	・保育園における相談の窓口を開設しており、子ども発達支援センターやすこやかなぐらし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	A	継続	・子ども発達支援センターやすこやかなぐらし包括支援センターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施	
	(10)相談の実施 助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や知識の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言や支援を行います。	健康づくり 推進課  学校教育課	・助産師による電話相談の実施(実施回数:235回)  ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週5回実施した。(延べ235回)  ・広報、ホームページ、所報、ポスター、学校内での紹介等を通して、教育相談等の周知を図った。 ・学校訪問カウンセラーによる教育相談を1,560件、「子どもほっとライン」での電話相談を112件、来所相談を107件、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を25件実施した。	A  A	・助産師による電話相談の実施  ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週5回実施した。(延べ232回)  ・広報、ホームページ、所報、ポスター、学校内での紹介等を通して、教育相談等の周知を図った。 ・学校訪問カウンセラーによる教育相談、電話相談、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を実施した。	A  A	見直し  継続	・思春期に関する相談件数が少ないことから、週5回から週4回に見直す。  ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	
	(11)民生委員・児童委員活動 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。	福祉課	・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (8月7日)上越市民児協連児童部会、7月25日～26日全国主任児童委員活動研修会、10月4日～5日管外視察研修、11/22児童委員活動研修会、11月27日主任児童委員活動研修会、3月11日里親制度についての研修会)	A	・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (6月4～26日計6回ブロック研修会、8月7日～8月1日上越市民児協連児童部会、7月31日～8月1日全国主任児童委員活動研修会、10月3日～4日管外視察研修、2月児童委員活動研修会、3月19日里親制度についての研修会)	A	継続	・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	
	(12)JASTじょうえつあんしんサポートチーム 学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。	学校教育課	・JASTによる相談業務の実施、関係機関との連携による支援の実施(適応相談室での教育相談、すこやかなぐらし包括支援センターや児童相談所、学校等との連携)	・JASTの相談受件件数が221件、適応相談室への通室人数が17人、通室延べ日数が102日であったことから、関係機関と連携しながら学校の支援を行った。	A	・JASTによる相談業務の実施、関係機関との連携による支援の実施(適応相談室での教育相談、すこやかなぐらし包括支援センターや児童相談所、学校等との連携)	・JASTによる相談受件件数が111件、適応相談室への通室人数が15人、通室延べ日数が80日であったことから(9月末時点)、関係機関と連携しながら学校の支援を行った。	A	継続	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。	
	(13)いじめ問題対策連絡協議会の運営 いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。	学校教育課	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	・5月9日に第1回対策協議会を開催し、組織やいじめの実態、学校の取組や市の施策、問題事例等について協議した。 ・2月14日に第2回を開催し、各組織ごとに1年間の取組を共有するとともに、次年度に向けての方向性を確認した。	A	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	・5月15日に第1回対策協議会を開催し、組織やいじめの実態、学校の取組や市の施策、問題事例等について協議した。 ・2月に第2回を開催し、各組織ごとに1年間の取組を共有するとともに、次年度に向けての方向性を確認予定。	A	継続	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	
	(14)いじめ防止対策等専門委員会の設置 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。	学校教育課	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	・2月21日に専門委員会を開催後、重大事態につながる可能性がある事案について再度検討するため、3月12日に専門委員会を開いた。委員から専門的知見をもらい、事案解決の方向性について確認することができた。	A	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	・年度末に専門委員会を開催予定、年間の市の取組を総括し、委員から意見をもらった上で、次年度の方向性について確認予定。	A	継続	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	
	(15)いじめ問題再調査委員会の設置 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。	総務管理課	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績等はなし。	D	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績等はなし。	D	継続	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け			2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由
具体的な施策(目的)											
実施施策											
		(16)性同一性障害に係る児童・生徒への適切な対応 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日 文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修会を開催します。	人権・同和对策室	・市ホームページで新潟県人権・同和センターの講座を周知 ・学校教育課と連携し、教職員が性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催	A	・市ホームページで新潟県人権・同和センターなどが実施する講座を周知	・市ホームページで性的マイノリティに関する県主催の研修会や新潟県人権・同和センター主催の講座の開催情報を提供した。	A	継続		・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的マイノリティに関する研修会等の開催情報を提供する。
			学校教育課	・性的マイノリティについて学ぶ研修会の開催(各校1人参加、悉皆研修) ・各種研修会、講演会等への参加要請	A	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ研修会の開催(各校1人参加、悉皆研修) ・各種研修会、講演会等への参加要請	・9月10日に子どもの権利研修を悉皆研修として実施し、性的マイノリティについて学んだ。	A	継続		・性的マイノリティへの理解と対応についての研修会の実施
第2節 人権教育・啓発の推進											
1 知識の普及と意識の啓発											
		(1)子どもの権利チラシの作成・配布 子どもの権利についてのきめ細かい啓発活動のため、子どもに関わる様々な立場に合った内容のチラシを作成・配布します。あわせて広報上越、市ホームページで情報提供を行います。	子ども課	(再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布 (再)広報上越、市ホームページでの子どもの権利の周知	A	(再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布 (再)広報上越、市ホームページでの子どもの権利の周知	(再)子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。	A	継続		(再)乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 (再)広報上越やエフエム上越、市ホームページでの子どもの権利についての啓発
		(2)地域人権懇談会の開催 市民が、様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施します。	人権・同和对策室	(再)地域人権懇談会の開催(5回)	A	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回)	(再)地域人権懇談会を蒲川原区や高田第一地区の民生委員児童委員協議会及び事業所等で開催した(5回)。	A	継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。
		(3)人権に関する講演等への講師の派遣 人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、小学校区単位で実施している「人権を考える講話会」を継続して開催するとともに、講師派遣事業の拡充を図ります。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催予定(9月末時点、8小学校区)。	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)
		(4)人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し 同和問題を始めとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。	社会教育課	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	A	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)図書15冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置。	A	継続		(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出
		(5)虐待予防の啓発活動 子どもの虐待防止啓発のため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布します。あわせて広報上越に掲載します。	すこやかなくらし包括支援センター	・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配布、あわせて広報紙等で周知	A	・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配付、あわせて広報紙等で周知	・広報上越への相談窓口の掲載、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市ホームページやエフエム上越の広報]ステーションで児童虐待予防についてPRを行った。 ・県が作成したポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置した。	A	継続		・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配付、あわせて広報紙等で周知

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施施策
2 教育と学習											
	(1)子どもの権利学習プログラム「えがお」を使った学習の推進 小・中学生は学校教育の中で市オリジナルテキスト「えがお」を使って子どもの権利についての学習を行い、その学習内容を保護者にも波及させます。	こども課	・市子どもの権利学習テキスト「えがお」を使って、上越市立小学校及び中学校全学年で子どもの権利の学習を実施する。	(再)11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学校3年まで子どもの権利学習を行った。	A	(再)市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進	(再)11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学校3年まで子どもの権利学習を行った。	A	継続	(再)11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学校3年まで子どもの権利学習を行う。	
	(2)教職員、保育関係職員に対する研修 子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待いじめの早期発見など、上越市学校同和教育推進協議会との連携や同和教育研究指定地区制度などを活用して教職員の研修を実施します。	こども課	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。 参加者:保育関係職員51人、市関係課職員23人	A	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。 参加者:保育関係職員66人、市関係課職員26人	A	継続	・第1四半期中に子どもの権利に関する職員研修会を開催する。	
		学校教育課	・「上越市子どもの権利条約」の趣旨に基づいた悉皆研修の実施 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育セミナー」の開催	(再)・7月18日に子どもの権利に関する悉皆研修会(各校1人参加)を実施し、「子どもが自信を持って生きる権利」に直結した人権課題について学んだ。 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を開催し、一人一人を大切に作る基盤づくりについて研修を深めた。	A	・「上越市子どもの権利条約」の趣旨に基づいた悉皆研修を実施し、子どものもつ権利が保障される風土について教職員の理解を深める。 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を実施し、人権感覚を磨く機会を設ける。	(再)・人権課題への確かな理解を図るため、9月10日に子どもの権利研修を悉皆研修として実施し、性的マイノリティについて学んだ。 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を開催し、一人一人を大切に作る基盤づくりについて研修を深めた。	A	継続	・子どもの権利研修を悉皆研修として実施 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催	
	(3)市職員に対する研修 子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりの深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施します。	こども課	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。 参加者:保育関係職員51人、市関係課職員23人	A	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。 参加者:保育関係職員66人、市関係課職員26人	A	継続	(再)第1四半期中に子どもの権利に関する職員研修会を開催する。	
	(4)就学前教育における人権教育の充実 幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。 子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。 人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。	保育課	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。 (再)保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかならし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	A	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。 (再)保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかならし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	A	継続	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり	
		学校教育課	・園の重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組みむ子ども」の実践の促進。 ・学校運営協議会と連携した地域住民との交流の促進。 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくりへの助言	・園では、日常の教育活動を通じ、子どもたちが友だちと仲良く遊ぶための工夫を行った。 ・運動会や幼稚園行事等に学校運営協議会委員の積極的な参加を得て、交流を図ることができた。 ・相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関と連絡しながら相談に対応した。	A	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組みむ子ども」に向けて教育活動が営まれるよう、指導、助言を行う。 ・学校運営協議会と連携した地域住民との交流が図られるよう働きかける。 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境が保障されるよう体制を整える。	・園では、子どもたちが、友だちとかかわりながら、自発的に遊ぶ教育活動の工夫を行うことができた。 ・運動会、作品展などの幼稚園行事に学校運営協議会委員の積極的な参加を得て、交流を図ることができた。 ・相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関と連絡しながら相談に対応した。	A	継続	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組みむ子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等による育成環境づくりへの支援	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施施策
	(5)子どもとかかわりをもつ大人に対する講座の開催 民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を開催します。	子ども課	・子どもの権利に関する講座を実施する。 民生・児童委員地区協議会での講座 小学校PTAでの講座	・子どもの権利に関する講座を7回実施した。 民生委員・児童委員地区協議会での講座…5回 小学校PTAでの講座…2回	A	(再)子どもの権利啓発の取組として、PTAや民生・児童委員協議会に、CAPじょうえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催する。	(再)子どもの権利啓発の取組として、稲田小PTA及び4地区の民生委員・児童委員協議会に、CAPじょうえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催予定。	A	継続	(再)子どもの権利啓発の取組として、PTAや民生・児童委員協議会に、CAPじょうえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催する。	
	(6)学校における人権教育への支援 学校における人権教育を支援するため、学校教育の重点説明会、転入・新規採用教職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施します。 また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供を行います。 ・市教育委員会学校訪問での指導(年1回、全ての学校を訪問) ・各校において年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	学校教育課	(再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流 (再)市教委計訪問やPRT訪問での指導 (再)各校における年間指導計画の改善を指導	(再)5月16日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区、1年目として板倉・中郷中学校区、城北中学校区を指定した。 ・7月18日に子どもの権利に関する悉皆研修会(各校1人参加)を実施 ・市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指した授業の改善を指導した。	A	(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会を実施するとともに、研究のまとめを刊行し、実践の共有化を図る。 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。 (再)各校及び中学校区における年間指導計画について指導を行う。	(再)5月15日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、板倉・中郷中学校区、城北中学校区、城東中学校区を指定した。 ・9月10日に子どもの権利に関する悉皆研修会(各校1人参加)を実施 ・市教委授業改善支援訪問や人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指した授業の改善を指導した。	A	継続	(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と研究のまとめの刊行による実践の共有化 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 (再)各校及び中学校区における年間指導計画についての指導	
第3節 社会参加の推進											
一	(1)子どもボランティア参加推進事業 子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。	共生まちづくり課	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(7月、14,500部発行)	A	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(7月、14,500部発行)	A	継続	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)	
	(2)キャリア教育における職場体験等の実施 人権感覚を養う学習の一環として、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。	学校教育課	・キャリアスタートウィークによる職場体験の実施	・6月18日から8月24日までを6期に分け、全ての中学校(22校)において、2年生が5日間の職場体験を実施した。	A	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施	・7月1日から8月30日までを7期に分け、全ての中学校(22校)において、2年生が5日間の職場体験を実施した。	A	継続	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施	
	(3)謙信KIDSプロジェクト 心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊かで特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。	社会教育課	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供	・地域資源を活用した様々な体験活動により、上越市の特色を学ぶ21講座28コースを実施した。 参加者:児童550人	A	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・地域資源を活用した様々な体験活動により、上越市の特色を学ぶ18講座22コースを実施した。 参加者:児童451人(9月末時点)	A	継続	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	
	(4)青少年教育事業 地域の子どもの対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を行います。	社会教育課	・公民館が所在する学区の子どもの中心に、様々な体験活動を提供し、学ぶ楽しさを味あわせるとともに地域のきずなを深める機会の提供	・地域自治体単位で、世代間交流等を取り入れた体験学習を実施した。 公民館青少年事業(43事業)	A	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・地域自治体単位で、世代間交流等を取り入れた体験学習を計画し、37の公民館青少年事業を実施した。	A	継続	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	
	(5)家庭教育支援講座 保護者及び地域住民を対象に、家庭の持つ教育力を高める講演会等の事業を開催します。	社会教育課	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施	・28地区公民館で31事業を実施した。「家族の力を引き出す質問法」「どんな問題も解決する対話法」などを題材にした講演会を実施した。	A	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施	・28地区公民館で28事業を実施予定。「家族の力を引き出す質問法」「どんな問題も解決する対話法」などを題材にした講演会を実施予定	A	継続	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施状況
実施施策											
一	(6)青少年健全育成センター事業 青少年の非行防止と相談業務を充実し、健全育成を推進します。	青少年健全育成センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を実施し、非行防止・被害防止の呼びかけ</li> <li>・不登校などの悩みに関する相談対応</li> <li>・就労・就学・生活問題などについて若者応援セミナーを5回開催</li> <li>・子ども・若者育成支援に対する理解を広げるためのフォーラムを開催</li> <li>・支援員養成講座を3回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を実施し、非行防止・被害防止の呼びかけの実施(声かけ数:11,691人)</li> <li>・不登校などの若者の悩みに関する相談を実施(相談対応数:110件)</li> <li>・就労・就学・生活問題などについて若者応援セミナーを5回実施(16人参加)</li> <li>・子ども・若者育成支援に対する理解を広げるためのフォーラムを11月23日に実施(70人参加)</li> <li>・支援員養成講座を3回実施(38人受講)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を行い、非行防止・被害防止の呼びかけの実施</li> <li>・不登校・ひきこもりなどの若者及び保護者の相談・支援活動の実施</li> <li>・若者の居場所の随時開設</li> <li>・上越市「親の会」の開催(6回)</li> <li>・若者育成支援の推進のため支援団体のネットワーク集会の開催(3回)</li> <li>・教育センター研修「義務教育終了後の進路を考える」を開催</li> <li>・支援員養成講座の開催(5回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導等で非行防止・被害防止の呼びかけの実施(8,000回以上の声かけ)</li> <li>・不登校・ひきこもりなどの若者及び保護者の相談・支援活動の実施(延べ相談回数120回以上)</li> <li>・若者の居場所の随時開設</li> <li>・上越市「親の会」の開催(6回)</li> <li>・若者育成支援の推進のため支援団体のネットワーク集会の開催(3回)</li> <li>・教育センター研修「義務教育終了後の進路を考える」を開催</li> <li>・支援員養成講座の開催(5回)</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導で非行防止・被害防止の呼びかけの実施(声かけ:7,000回以上)</li> <li>・若者育成支援事業として以下の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①若者の居場所の開設</li> <li>②上越市「親の会」の開催(6回)</li> <li>③若者育成支援団体のネットワーク集会の開催(3回)</li> <li>④「義務教育終了後の進路を考える」研修の開催</li> <li>⑤支援員養成講座の開催(5回)</li> </ul> </li> </ul>	
	(7)地域青少年育成会議 地域の子どもは地域で育てるといふ視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上を目指す地域青少年育成会議の活動を推進します。 小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成を目指す。 青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域青少年育成会議活動の充実</li> <li>・「安全安心まちづくり条例」により実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民と青少年が地域課題を考え、解決策を話し合う「地域青少年まちづくりワークショップ」事業を実施した。</li> <li>・あいさつ運動、インターネットラブルに関する研修会等の実施及び地域の多様な団体との連携による地域行事等への子どもたちの参加・参画を推進した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生から対象範囲を広げた「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、地域の課題解決や活性化等につなげる。</li> <li>・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生から対象範囲を広げた「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催することで、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげた。</li> <li>・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により特色を生かした各種事業を実施した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の青少年と大人が話し合い、活動を行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげる。</li> <li>・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。</li> </ul>	
	(8)安全教室 保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児や小学1年生を対象にした防犯教室を開催するとともに子どもの安全確保には保護者への対応が欠かせないことから、交通・防犯教室をセットにした親子教室に対しても指導員を派遣した。</li> <li>指導員派遣:45園47小学校</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者派遣の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児や小学1年生を対象にした防犯教室を開催するとともに子どもの安全確保には保護者への対応が欠かせないことから、交通・防犯教室をセットにした親子教室に対しても指導員を派遣した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児や小学1年生を対象にした防犯教室、交通・防犯教室をセットにした親子教室に指導員を派遣する。</li> </ul>	
	(9)110番協力車制度 市民や市内事業所等に「110番協力車」のステッカー貼付の協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に対する地域の目を増やすため、趣旨に賛同する希望者にステッカーを配布した。</li> <li>登録台数:5,334台</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に対する地域の目を増やすため、趣旨に賛同する希望者にステッカーを配布した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に対する地域の目を増やすため、希望者にステッカーを配布する。</li> </ul>	
	(10)安全安心まちづくり推進パトロール 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の未然防止や防犯広報など地域の目として活動を行った。特定日を定めず、職員の外出時における巡回を実施した。</li> <li>防犯パトロール実施距離:26,181km</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の未然防止や下校時間帯に合わせた子供見守り活動を実施した。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の未然防止や下校時間帯に合わせた子供見守り活動を実施する。</li> </ul>	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
-	(11)安全メール	市民安全課	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信	・市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑制した。 登録件数:11,457件	A	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信	・市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑制した。	A	継続	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信		
	(12)日本語支援事業	学校教育課	・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣を実施	・小学校10校、中学校10校から申請のあった児童生徒22人(小学生11人、中学生11人)に対して、12人の講師を派遣し、延べ771時間の日本語学習支援を実施した。	A	・31年度に小学校へ入学する児童で日本語支援が必要であると見込まれている児童が8人いることから、引き続き、日本語支援が必要な児童生徒に対する支援を行うため、上越国際交流協会に事業を委託する。	・小学校10校、中学校7校から申請のあった児童生徒26人(小学生16人、中学生10人)に対して、講師を派遣し、日本語学習支援を実施した。	A	見直し	特定の企業による外国人労働者の雇用により、特定の小学校で、日本語支援が必要な児童が大幅に増えることが予測されており、上越国際交流協会への委託事業のみで対応できないことが考えられるため。 (南川小:3人→10人)	・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣の実施 ・日本語支援が必要な児童生徒のための補助員等の学校への配置	
	(13)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進)	学校教育課	・学校運営協議会と連携し、児童・生徒が地域の「心ともの・こと」を通して豊かな人間性を育む教育活動推進の働きかけを行う。	・市内全幼小中学校73校園がコミュニティ・スクールになっている。9月7日に学校運営協議会代表者懇談会を開催した。牧区の小中学校と地域との連携に係る実践発表、文部科学省初等中等教育局・参事官補佐による講演の後、地域の自主的な活動を盛んにしていくためにどうすればよいかについて情報交換を行った。	A	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・7月12日に管理職を中心としたスクールマネジメント研修を開催し、学校運営協議会と連携したカリキュラム作成やカリキュラムマネジメントの必要性等について学んだ。 ・10月4日に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、吉川中学校の地域連携に係る実践発表や、文部科学省総合教育政策局・専門職による講演、情報交換を行った。	A	継続	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。		
第4節 社会福祉の充実												
-	(1)子どもの発達支援	こども発達支援センター	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。	A	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談を実施し、早期の療育支援につなげた。	A	継続	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化		
	(2)児童扶養手当	こども課	・児童扶養手当の支給(児童扶養手当法の改正により、8月手当分より、全部支給となる所得制限限度額を引き上げる。) ・家計管理と収入の安定を図るため、現在年3回の定期支払回数令和元年11月分から奇数月毎に増やす。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度を周知した。	A	・児童扶養手当の支給	・令和元年11月支給分の手当から奇数月毎に増やす予定。 ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度を周知予定	A	継続	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行う。		
	(3)子ども医療費助成	こども課	・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。 ・平成30年9月から、小学校就学前児童に係る一部負担金を助成する。	・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行った。 ・9月から小学校就学前児童に係る一部負担金を助成し、完全無料化した。対象者へ新受給者証を送付し、併せて広報紙、市ホームページで制度拡充を周知する。	A	・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。 ・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行った。	A	継続	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行う。			



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施状況
実施施策											
	(4)ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	こども課	・ひとり親家庭の親及び18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。 ・平成30年9月から、子ども医療費助成の拡充に伴い、小学校就学前児童に係る一部負担金を助成する。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	A	・ひとり親家庭の親及び18歳に達した最初の日、以後3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	A	継続	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	
	(5)私立幼稚園教育振興事業 公立・私立間の保護者負担の格差是正を図り、私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者への助成を行います。	教育総務課	・私立幼稚園へ保護者負担軽減のため経費の補助の実施 ・平成30年4月から、年収360万円以上470万円未満世帯の第1子及び第2子の軽減の拡充	・当該保護者全員が負担軽減を受けられるよう、幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者を把握した。	A	・段階的無償化の取組を加速し、平成31年10月から、私立幼稚園等の保育料の無償化	・段階的無償化の取組を加速し、令和元年10月から私立幼稚園等の保育料を無償化した。	A	継続	・私立幼稚園等の保育料無償化の継続	
	(6)就学支援委員会 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。	学校教育課	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児202人、児童生徒112人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	A	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児239人、児童生徒104人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	A	継続	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	
	(7)特別支援学級 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。	学校教育課	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、聴覚等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	A	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、聴覚等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	A	継続	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	
	(8)学習指導支援事業 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。	学校教育課	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員80人と学校看護師1人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員74人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	A	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員79人と学校看護師1人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員89人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	A	継続	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	
	(9)奨学金貸付事業 経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。	学校教育課	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	・経済的に就学が困難な学生に対して、新たに8人に貸付を行った。現在、貸付を受けている人は25人。	A	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けを実施した。	A	継続	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	
	(10)就学援助費補助事業 保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障するため、学校教育法第19条に定める援助を行います。	学校教育課	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・学期ごとに制度案内を配布し、経済的に就学が困難な1,831人に援助を実施した。	A	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。	A	継続	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	
	(11)通学援助費 遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・遠距離通学費補助金の対象児童生徒1,542人に対し、通学定期券の交付及び通学費補助金の支給を行った。	A	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成を実施した。	A	継続	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	
	(12)上越市自立支援協議会の運営 障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。	福祉課	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討活動	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討を実施した(障害児の放課後の過ごし方、福祉サービスの周知)。	A	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討	・自立支援協議会において、専門部会を設置し、障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討を実施した。	A	継続	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討	
	(13)障害児福祉手当 精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)障害児福祉手当の支給	(再)障害児福祉手当の支給:100人	A	(再)障害児福祉手当の支給	(再)障害児福祉手当の支給:107人	A	継続	(再)障害児福祉手当の支給	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施施策
一	(14)特別児童扶養手当 精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)特別児童扶養手当の支給	(再)特別児童扶養手当の支給:373人	A	(再)特別児童扶養手当の支給	(再)特別児童扶養手当の支給:407人	A	継続	(再)特別児童扶養手当の支給	
	(15)通所交通費の助成 市外の施設等へ定期的に通所する障害のある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。	福祉課	・通所交通費の助成	・通所交通費の助成。 延べ人数:1,237人	A	・通所交通費の助成	・通所交通費の助成 延べ人数:1,190人	A	継続	・市外の施設等の通所にかかる交通費の一部を助成する。	
	(16)障害児日中一時支援事業 日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等へ、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課	・障害のある児童等への活動の場の提供	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した(27人)。	A	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。	A	継続	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部の支給	
	(17)国際交流事業の推進 子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを開催します。	共生まちづくり課	・上越国際交流協会へ委託して小中学生異文化交流キャンプの実施	・小中学生異文化交流キャンプを実施し、外国人との交流を通して、子どもたちへの異文化理解を深めた。(上越国際交流協会へ委託) 実施日:8月1日(水)~2日(木) 場所:浦川原区月影の郷 参加者数:40人	A	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	・小中学生異文化交流キャンプを実施し、外国人との交流を通して、子どもたちへの異文化理解を深めた。(上越国際交流協会へ委託) 実施日:8月19日(月)~20日(火) 場所:浦川原区月影の郷 参加者数:39人	A	継続	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	
	(18)就学前教育における国際理解教育										
	ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。	保育課	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加	(再)東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。	A	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加	(再)東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会に参加予定。	A	継続		(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。
		学校教育課	・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ	・校内研修で国際理解教育について取り上げみんなで援助の仕方や指示の提示の仕方についての研修を行った。 ・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。	A	・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ	・園内研修で国際理解教育について職員間で共通理解を図り、援助の仕方や指示の仕方について研修を行った。 ・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加予定。	A	継続		・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ
	イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。	保育課	(再)園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	(再)保護者には事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の工夫等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。	A	(再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施	(再)保護者には事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の工夫等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。	A	継続		(再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施
		学校教育課	・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ	・関係者で話し合いながら、その子にあった教育について共通理解を図った。また、保護者参観の行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話した。保護者同士の理解も進み、保護者や園児に対し温かくかわわっている様子が見られた。	A	・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ	・関係者で話し合いながら、その子に合った教育について共通理解を図った。また、保護者参観など行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話す中で、保護者同士の理解も進み、保護者や園児に対し温かくかわわっている様子が見られた。	A	継続		(再)国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											実施状況
実施施策											
-	(19)学校教育における国際理解教育 ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して母語による教科支援を行います。	学校教育課	・外国人市民の児童・生徒に対する支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成 ・日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の周知と、講師派遣依頼先の上越国際交流協会との連携強化	(再)小学校10校、中学校10校から申請のあった児童生徒22人(小学生11人、中学生11人)に対して、12人の講師を派遣し、延べ771時間の日本語学習支援を実施した。 ・外国語活動や外国語の授業の中で、教科書に設定されている題材等を活用しながら、国際理解教育を推進した。	A	・外国人市民の児童・生徒に対する日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成に関する授業についての資料提供や支援の実施 ・上越国際交流協会との連携強化による日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の実施	・小学校10校、中学校7校から申請のあった児童生徒26人(小学生16人、中学生10人)に対して、講師を派遣し、日本語学習支援を実施した。また、中学生には、希望する進路に進学できるよう、上越国際交流協会との連携を強化し、日本語学習支援の中で教科支援を行った。 ・外国語活動や外国語の授業の中で、教科書に設定されている題材やALTを活用しながら、国際理解教育を推進した。	A	見直し	特定の企業による外国人労働者の雇用により、特定の小学校で、日本語支援が必要な児童が大幅に増えることが予測されており、上越国際交流協会への委託事業のみで対応できないことが考えられるため。 (南川小:3人→10人)	・外国人市民の児童・生徒に対する日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成に関する授業についての資料提供や支援の実施 ・上越国際交流協会や上越教育大学との連携強化による日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の実施 (再)日本語支援が必要な児童生徒のための補助員等の学校への配置
		共生まちづくり課	-	-		・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流センターへ委託)	・学校等の依頼により、講師を派遣し講座を実施した。 実施回数:20件	A	継続		・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流センターへ委託)
		(20)社会教育における国際理解教育 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。	社会教育課	-	(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ全3回の講座(定員25人)の実施		(再)謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した。 全3回(17人受講)	A	継続		(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
1 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別												
-	(1)啓発の推進 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。	健康づくり推進課	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知した。	A	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知した。	A	継続		・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	
		人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	(2)相談・救済体制の充実 エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携、情報の共有	・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携、情報の共有を行った。	B	・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携、情報の共有	・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携、情報の共有を行った。	B	継続		・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携、情報の共有	
(3)学校教育における取組 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識の習得と理解を得るよう取り組むとともに、人権教育、同和教育の中で、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別について、人権に配慮した指導の充実を図ります。	学校教育課	・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)等を活用した、各校における教職員研修への働きかけ	・人権に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でエイズ患者やHIV感染者についての理解を深めた。	A	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・人権に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でエイズ患者やHIV感染者をはじめとする患者の人権尊重についての理解を深めた。	A	継続		・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ		
2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別												
-	(1)啓発の推進 ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるため、市民の学習機会の提供と市ホームページで啓発に取り組みます。	人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。 ・市ホームページで啓発を行った。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	(2)相談・救済体制の充実 ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、的確に対応します。	人権・同和对策室	・法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応	・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応した。 ・人権担当職員(2人)が県主催の事業(国立ハンセン病資料館及び国立療養所栗生楽園の視察)に参加し、理解を深めた。	A	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応	・法務局、人権擁護委員などと連携・協力し、相談に対応した。 ・人権担当職員(2人)が県主催の事業(国立ハンセン病資料館及び国立療養所栗生楽園の視察)に参加し、理解を深めた。	A	継続		・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・県主催の事業(国立療養所施設見学事業)に人権担当職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。	
	(3)学校教育における取組 ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を充実させます。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ	・学習の充実を図るため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でハンセン病患者やハンセン病についての理解を深めた。	A	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・人権に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でハンセン病患者や元患者の人権尊重についての理解を深めた。	A	継続		・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	
3 難病患者に対する偏見や差別												
-	(1)啓発の推進 患者に対する偏見や差別意識を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページで啓発します。	健康づくり推進課	・難病について窓口にリーフレットの配置	・難病についてのリーフレットを窓口に配置し、周知した。	A	・難病について窓口にリーフレットの配置	・難病についてのリーフレットを窓口に配置し、周知した。	A	継続		・難病について窓口にリーフレットの配置	
		人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	(2)相談・救済体制の充実 国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、難病患者の人権問題について適切な相談ができる体制を充実します。	健康づくり推進課	・相談対応のため、保健所担当者と連携、情報の共有を行う。	・相談対応のため、保健所担当者と連携、情報の共有を行った。	B	・保健所担当者と連携、情報の共有化による相談対応の実施	・相談対応のため、保健所担当者と連携、情報の共有を行った。	B	継続		・保健所担当者と連携、情報の共有化による相談対応の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
4 犯罪被害を受けた人への人権侵害											
-	(1)支援活動 専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人いいが被害者支援センター」の紹介や周知を行います。	市民安全課	・犯罪被害者への支援団体の紹介・周知	・いいが被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付けて周知した。	A	・いいが被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行う。	・いいが被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付けて周知した。	A	継続	・いいが被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付けて周知する。	
	(2)学校教育における取組 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制を整備します。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかけた。	B	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかけた。	B	継続	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	
5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別											
-	(1)啓発の推進 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布により啓発します。	人権・同和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	(2)相談・救済体制の充実 地域や関係機関と連携し、本人の更生意欲と併せて自立を援助するため、受刑したことへの差別や偏見について相談できるような相談体制の充実を図ります。	青少年健全育成センター	・上越市社会を明るくする運動推進委員会として高田地区(7/7)直江津地区(7/8)での街頭宣伝活動の実施	・7月7日と8日の市の日に合わせて、市長・教育長が参加し街頭宣伝活動を実施し、広報活動に努めた。 ・7月16日に高田区(城北中学校区)で上越市青少年健全育成研究会を開催した。中学生・保護者・地域住人・関係者91人が参加し、「ネット社会の歩き方」を課題に6班に分かれて研究協議を行った。 ・社会を明るくする運動作文コンテストの募集(7校64編応募)	A	・上越市社会を明るくする運動推進委員会として、高田と直江津地区での街頭宣伝活動の実施(7月2日高田、3日直江津) ・上越市青少年健全育成研究会の実施(7月15日:牧区コミュニティプラザ) ・新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの募集	・上越市社会を明るくする運動推進委員会として、高田と直江津地区での街頭宣伝活動の実施した(7月2日高田、7月3日直江津) ・上越市青少年健全育成研究会を開催した(7月15日:牧区コミュニティプラザ) ・新潟県社会を明るくする運動作文コンテストを募集した。	A	継続	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として下記事業を実施する。 ①街頭宣伝活動の実施 ②上越市青少年健全育成研究会の実施 ③新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集	
	(3)学校教育における取組 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深めた。	B	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深めた。	B	継続	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深める。	
6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別											
-	(1)教育・啓発の推進 ア 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。	人権・同和对策室	・職員研修の実施(人権課題研修会) (再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回) (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	・新採用職員研修で、LGBTに対する差別や偏見についても説明した。 ・各課所属長や相談担当職員を対象にLGBTについて学ぶ人権課題研修会を開催した(74人参加)。 ・上越教育大学と連携し、市民を対象にLGBTについて理解を深めるためのセミナーを開催した。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。	A	・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	・新採用職員研修で、LGBTに対する差別や偏見についても説明した。 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続	・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	イ 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を踏まえ、行政文書の不要な性別表記を削除します。	総務管理課	・申請書等の不要な性別表記の廃止	・適正な対応に努めた。	A	・申請書等の不要な性別表記の廃止	・適正な対応に努めた。	A	継続	・申請書等の不要な性別表記の廃止	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度	
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性の理由	方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												実施施策
-	(2)相談・救済体制の充実 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して相談対応します。	人権・同 和对策室	・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携した相談対応	・LGBTに対する理解を深めて相談に適切に対応するため、心の問題、女性相談など相談を担当する職員が職員研修を受講した。	A	・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携した相談対応	・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携・協力し、相談に対応した。	A	継続	・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携・協力し、相談に対応する。		
	(3)性同一性障害に係る児童・生徒への対応 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。	学校教育 課	・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進 (再)各種研修会、講演会への参加要請 (再)性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催(各校1人参加、悉皆研修)	・7月18日に性的マイノリティについて学ぶ悉皆研修会(各校1人)を開催した。 ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。 ・各校に各種研修会、講演会への参加を要請した。	A	(再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・9月10日に性的マイノリティについて学ぶ悉皆研修会(各校1人)を開催した。 ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。 ・各校に各種研修会、講演会への参加を要請した。	A	継続	(再)各種研修会、講演会への参加要請 (再)各校における教職員研修の実施要請		
7 インターネットによる人権侵害												
-	(1)啓発の推進 インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組みます。	人権・同 和对策室	・市ホームページ等で市民や職員に、人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供の周知 (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼するとともに、人権・同和对策室で差別書き込み情報を監視した。 ・差別的なインターネット上の情報3件の削除を法務局に要請した。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修会や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。	A	・広報上越5月1日号でのインターネットによる人権問題の啓発 ・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和对策室による差別書き込み情報の監視 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)	・広報上越5月1日号でインターネットによる人権問題を啓発した。 ・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼するとともに、人権・同和对策室で差別書き込み情報を監視した。 ・差別的なインターネット上の情報4件の削除をプロバイダや法務局に要請した。 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続	・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和对策室による差別書き込み情報の監視 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)		
	(2)相談・救済体制の充実 インターネット上での差別事象について、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して監視及び情報収集に取り組みます。また、インターネット上の人権侵害についての相談窓口を周知します。人権侵害情報を確認した場合は、新潟法務局上越支局と連携を図りながら、相談や救済に向けた取組を行います。	人権・同 和对策室	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応 ・人権侵害情報を確認した場合の法務局と連携した的確な対応	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。 (再)差別的なインターネット上の情報3件の削除を法務局に要請した。	A	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応 ・人権侵害情報を確認した場合の法務局と連携した的確な対応	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応した。	A	継続	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・人権侵害情報を確認した場合には、法務局と連携して的確に対応する。		
	(3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。	広報対話 課	・市ホームページの掲載前の点検、SNSへの投稿内容の点検	・広報主任会議を開催し、管理の徹底を指導した。 ・各課が作成した市ホームページの各ページを、広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載している。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検した。	A	・市ホームページの掲載前の点検、SNSへの投稿内容の定期的点検	・広報主任会議を開催し、管理の徹底を指導した。 ・各課が作成した市ホームページの各ページを、広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載している。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検した。	A	継続	・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的点検を行う。		
	(4)学校教育における取組 パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。	学校教育 課	・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施 ・教職員を対象とした研修会の実施	・学校からの要請を受け、学校教育課指導主事や上越教育大学教官などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を実施した。 ・教職員を対象に、市立教育センター主催の研修会や上越教育大学と連携した研修会を実施した。	A	・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施 ・教職員を対象とした研修会の実施	・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事や上越教育大学教官などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を実施した。 ・教職員を対象に、市立教育センター主催の研修会や上越教育大学と連携した研修会を実施した。	A	継続	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	2018(H30)年度			2019(R元)年度			方向性	方向性の理由	2020(R2)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況	評価	事業計画	実施状況 (R元年度末見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
8 北朝鮮当局による拉致問題											
-	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や市ホームページで周知を行います。	人権・同 和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) ・市ホームページで市民啓発 ・写真パネル展の開催(12月～1月頃、3地区)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,300部)。 ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布により、市民に啓発した。 ・パネル展を市と県の共催で、高田まちかど交流館(12/17～1/6)、中郷コミュニティプラザ(1/8～1/20)、吉川コミュニティプラザ(1/22～2/1)で開催した。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度) ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布による市民啓発	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。 ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布により、市民に啓発した。 ・パネル展を市と県の共催で、板倉コミュニティプラザ(12/17～12/26)、浦川原コミュニティプラザ(1/6～1/16)、高田公園オーレンプラザ(1/18～1/30)で開催予定。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。	
	(2)学校教育における取組 児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。	学校教育課	(再)児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施 ・各種研修会への参加要請	・県の人権課題を学習する中で拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用するよう指導した。 ・教職員に各種研修会への参加を促した。	A	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・県の人権課題を学習する中で拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用するよう指導した。 ・教職員に各種研修会への参加を促した。	A	継続	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	
9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別											
-	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。	人権・同 和对策室	(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,300部)。	A	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2,880部)。	A	継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	
	(2)学校教育における取組 県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。	学校教育課	・新潟水俣病問題に関する研修や授業の実施についての情報・資料を提供 ・各種研修会への参加要請	・県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、各校における教職員研修の実施を働きかけた。 ・越佐にんげん学校や環境とにんげんのふれあい館等が主催する研修会への参加を促した。	A	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、各校における教職員研修の実施を働きかけた。 ・越佐にんげん学校や環境とにんげんのふれあい館等が主催する研修会への参加を促した。	A	継続	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	

## 令和2年度 人権・同和問題に関する市民意識調査の実施について

### 1 調査の目的

市民の人権に対する意識を把握し、「第5次上越市人権総合計画」（令和4～8年度）の策定と、今後の人権擁護施策の基礎資料とする。

### 2 調査の方法

#### (1) 調査対象

- 上越市在住 18歳以上の市民 2,000人（H27は20歳以上、2,160人）
- 住民基本台帳より、10代から70代の各階層別、男女別、区別の人口比に基づき無作為抽出（H27は13区では一律70人、合併前上越市は1,250人と調整）

#### (2) 調査方法

郵送による調査用紙の配布ならびに回収

#### (3) 調査時期

令和2年6月中旬～7月中旬

#### (4) 調査内容

- 経年変化の把握のため、平成27年に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」の内容を原則として踏襲する。
- これに国や県の調査項目との整合性を加味し、必要な修正を行う。

### 3 結果の分析方法

- ①上越市人権・同和対策室で一次分析を実施。
- ②上越市同和対策等審議会で分析結果を審議。
- ③庁内各課で組織する同和対策等推進会議で分析結果を共有し、各課の次年度以降の事業に反映。

### 4 実施スケジュール

R2年5月中旬	上越市同和対策等審議会での調査内容の審議
6月中旬	調査対象者の抽出、発送
7月中旬	調査票の回収
10月	上越市同和対策等審議会での分析結果の審議
11月	上越市同和対策等推進会議で関係課と分析結果の共有